

# 平成25年第2回足寄町議会定例会議事録(第2号)

平成25年 6月19日(水曜日)

## 出席議員(13名)

1番 高橋秀樹君	2番 星孝道君
3番 榊原深雪君	4番 木村明雄君
5番 高道洋子君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 熊澤芳潔君
9番 井脇昌美君	10番 後藤次雄君
11番 川上初太郎君	12番 島田政典君
13番 吉田敏男君	

## 欠席議員(0名)

### 法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

### 足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	渡辺俊一君
福祉課長	櫻井光雄君
住民課長	寺地優君
経済課長	岩原栄君
建設課長	阿部智一君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	櫻井厚子君

### 教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	藤代和昭君
教育次長	根本昌弘君

### 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	多治見亮一君
-----------	--------

### 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	大野雅司君
事務局次長	阿部泰子君
総務担当主査	児玉壮生君

議事日程

日程第 1

一般質問 < P 3 ~ P 4 0 >

後藤次雄議員 P 3 ~ P 8

榊原深雪議員 P 8 ~ P 1 3

前田秀夫議員 P 1 3 ~ P 2 2

田利正文議員 P 2 2 ~ P 3 1

高橋秀樹議員 P 3 1 ~ P 4 0

午前10時00分 開議

#### 開議宣告

議長（吉田敏男君） おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君。

議会運営委員会委員長（高道洋子君） 6月14日に開催されました第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日6月19日は一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

#### 一般質問

議長（吉田敏男君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） 一般質問通告書によりまして質問をしたいと思います。

地方公務員の給与水準を国家公務員並みに引き下げることについて。

政府が地方公務員の給与水準を国家公務員並みに引き下げるよう地方自治体に求めている問題で、マスコミ報道は5月30日現在では道内の全市町村179のうち、72市町村が給与の削減を行う方針、41市町村が行わない方針、66市町村が検討中であるということであります。理由は「交付税の削減による住民サービスの低下を避けるため」または「国の強い要請でやむを得ない」が大半ですが、この状況の中で足寄町は地域経済にマイ

ナスになることも懸念していると思いますが、削減しない方針でいくのか考え方を伺います。

また、同時に給与指数（ラスパイレス）も国家公務員並みと求められていますが、管内自治体の動向を見きわめて対応を検討していくのかも、あわせて伺いたいと思います。

以上です。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 後藤議員の一般質問にお答えをいたします。

国は、厳しい財政状況及び東日本大震災の復興への対処等について、みずからが覚悟を示すことで日本再生に向けた防災、減災に積極的に取り組むとともに、地域経済の活性化を図るため、地方と一丸となった行財政改革に取り組む姿勢を明確に示す立場から、地方財政計画における人件費を昨年比8,504億円減額する一方、削減額と同額程度を全国防災事業費（地方負担分）及び緊急防災・減災事業費と地域の元気づくり事業費として新たに計上し、これに伴い、政府が地方公務員の給与水準を本年7月から国家公務員並みに引き下げるよう地方自治体に求めております。

本町においては、これまで「行財政改革大綱」や「足寄町自立プラン」等に基づき、事務事業の見直しや行政コストの削減、職員給与・手当の削減等に取り組み、あらゆる角度から経費節減のための見直しを検討し、行財政改革を実施してまいりました。

地方分権一括法が施行されて以降、国と地方自治体は対等、協力という新しい関係が構築され、地方自治体は自主性、自立性を高め個性豊かで活力ある地域づくりを行うという方向性が示されております。

地方公務員の給与は、地方公務員法により個々の自治体の条例に基づき自立的に決定されるものであります。

そのため、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹を揺るがすものであるばかりか、地方交付税削減を手段と

して用いることは、地方の固有財源としての性格を否定するものであり、一方では、給与削減による地域経済に与える影響は極めて大きく、特に小規模自治体においては顕著であると考えております。

また、ラスパイレス指数については、近年本町の指数は100を切っておりますが、国は平成24年度から2年間、時限的に国家公務員の給与を平均7.8%引き下げており、国との給与水準を示す本町の指数は、総務省が公表している「平成24年地方公務員給与実態調査」によると107.5となっております。国家公務員の時限的な2年間の給与改定特例法による措置がないとした場合の値は99.3%となっております。

以上のことに鑑み、現在のところ本町においては、職員給与の削減について考えておりませんが、今後における国からの指導、助言等や管内他市町村の給与状況いかんによっては改めて協議、検討させていただくこととしておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。後藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） 町長から詳しく御答弁いただきましたけれども、町長言っているとおり、足寄町も平成15年から財政改革に取り組んで、もちろん、一般職、我々議員も含めて相当な削減幅を何%かやってきたわけですけれども。ほかの町村を見ましても、今回私が質問したのは5月30日現在ですから、きょうは6月19日ですから相当日にちもたっていますけれども、ただ管内見ますと幕別町が実施すると、池田町は実施しないという状況になっていますので。そういう状況の中で、足寄町が15年度から給与削減を含めて何%ぐらいやってきたのか、それをちょっとお聞きしたいと思いません。

議長（吉田敏男君） 削減率ですね。

答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

質問のパーセントということでありましてけれども、給与削減のパーセントもありますけれども、人員削減もあって、どの部分のお答えをすればいいかということになりますけれども。私どもが明らかにしているところといいますが、町民に公表しているのは、足寄町自律プランが平成16年度に策定しております。そして、16年度以降、行政改革推進委員会に削減については毎年報告をしております。給与削減については、自律プランに基づく削減につきましては、平成17年から平成20年までの4年間、独自削減を実施しております。

この中には、今、後藤議員御指摘のとおり、議員並びに私ども特別職、非常勤の特別職等々の給与の削減も当然入ってきますけれども。その部分を除いて、職員給与だけでいきますと、平成17年度に3%から5%、平成18年に2%、さらには19年に2から6%、それで20年に2.5%から3%ということで、この4年間ずっと削減をしているところであります。削減の額でありますけれども、職員給与のみで4年間の総額は2億6,300万円。それと同時に、職員の削減もしております。いわゆる人件費でございますので、一般職並びに企業会計職員、準職員も含めて17年から22年の間で49名を削減をしております。これを金額に換算をした数字は、約4億4,400万円。先ほどの2億6,000万円と合わせると、約7億円の独自削減をしております。あと、それ以外に、冒頭申し上げましたけれども、特別職であったり、議員であったり、非常勤職員等報酬等々もこれにプラスアルファになるということで御理解を願いたいと思いません。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） 今、副町長からの答弁で、7億円、これはもちろん職員の削減

等も入っていますけれども、これだけやっぱり17年からこれだけ削減しているわけですから、町長の答弁にあったとおり、やっぱり地域経済に与える影響は相当私は重いと思うのです。特に、今、例えば、飲食街でもやっぱり役場の職員の方が相当利用しているという状況の中で、やっぱりこのことがほかの町村がどうだこうだとは言いませんけれども、やっぱり私たち地域経済を心配していると、今答弁があったとおり、ほかの町村の様子見はありますけれども、やっぱり私としても下げげきではないと。ぎりぎり調整をして検討をしてやってもらいたいと思います。それとあわせて、今後検討していくにも、町長としてどの辺まで、例えば、179市町村のうち90%ぐらい減らすような状況になれば当町としても考えていくのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほどの、一番最後のところで、今後国からの指導あるいは管内の状況ということをお話ししました。基本的に、私は削減はしないという思いであります。ただ、後段つけ加えた部分でいきますと、実は交付税の削減というのは既に決まっているのです。削減額も。そして、過去の削減といたしますか、行革の取り組みによっては、正式名称が元気交付金ですか、このやつうちの配分というのはおおよそ来ているのです。ですから、国の状況だとかという意味は、さらに今回、うちの町が給与の削減しませんよとなったときに、例えば、特別交付税だとか、そういうところでさらにペナルティ的なものが出てくるのかどうか、私はないというふうには思っているのですけれども、国がそれをやってしまうと、また別の問題が出るのだろうというふうには思っているのです。

地域の元気づくり事業、そういうことで、これはまたそれぞれの取り組み状況によって差はついているのですけれども、率直に申し

上げまして、そのことも少し明らかにしておくべきかというふうに思っているのですけれども、既に交付税の減額というのは約4,450万円程度で、地域の元気づくり推進事業ということで、足寄町に配分されるのが約1,450万円程度というふうに試算がされています。差し引きしますと、2,990万円程度が実質削減ということになるのかなという、そういう抑えであります。現実、ここで約3,000万円の削減ということですから、これは間違いなく大きなお金だというふうに思っております。この分との兼ね合いといたしますか、どう捉えるのと、いわゆる町民の皆さん方に行政サービス低下等々を含めて迷惑をかけるのではないのかという、これは当然、議論としてはあるのだというふうに思っています。

しかし、その部分については、先ほど副町長が答弁したとおり、先ほど17年からの自律プランのところでお話ししましたけれども、現実、私が平成15年5月に首長に就任してからの人件費の総額からいきますと、3億円強です。3億強総額で削減しているということです。

一方で、ずっと交付税が削減され続けたのです。これも、参考までに申し上げますと、足寄町が特別交付税を含めてピーク時に何ぼ交付税があったのかということ、平成12年が一番高い数値でありますけれども、参考までに申し上げますと、52億9,000万円。これが、一番減額されたところでいきますと、これは平成18年です。43億7,000万円まで。約11億円削減されているのです。民主党政権になってから、元には戻ってませんが、民主党政権になって少しずつ交付税が戻ってきたということが一つの要因とあわせて、この間、職員の削減、あるいは給与の削減、もちろん特別職の議員さんも含めて、我々も含めて削減をしてきたことによって、交付税は減らされていますけれども、事業量は一定程度確保していますから。そのところ、また参考までに基金の積み立

て額も見ていただきたいなというふうに思っているのですけれども。本当に、平成17年に自律プランを策定したときには、今現在は20年末で60億円の基金ということですから、自律プランの計画でいきますと、37億円ぐらいの残という計画でありましたけれども。

ですから、このことという特定というのは難しいというふうに思っているのですけれども、先ほど申し上げたいろんな部分の組み合わせによって、交付税もふえましたよ、あるいは、行政改革を一生懸命やってきましたよということも含めて、そういう状況になっているということでもありますから、本当に議員仰せのとおり、仮に、さらにまた職員の給与削減ということになりますと、やっぱり地域経済という意味は役場職員に準じて給与を決めているというのが、私が聞いている範囲では商工会であったり、あるいは農協の職員であったりということでもありますから。それからもっといきますと、私どもが一般の建設工事は別ですけれども、委託業務に出している部分の単価なんかについても連動させているわけですから、相当大きな額の影響があるのだろうというふうに思っております。

ですから、今後検討していきますよと言った部分については、よほど大きな、例えば、十勝管内のきょう現在では幕別町だけがやるということで議会提案されたということでもあります。これが、例えば、うち以外は全部やっただとか、あるいは国からまたさらに何らかのペナルティが出てくるだとか、そういった場合については、やっぱりこれは組合とも相談をさせてもらわなければならないなと。そんな思いだということでございますので、ちょっと長くなりましたけれども、そんな考えだということでございます。

議長（吉田敏男君） 10番、後藤君。

10番（後藤次雄君） 今、町長の答弁されたとおり、やっぱり役場の職員を給料を減らすということになれば、今言ったように農協、商工会、そのほかのことも相当影響が出

てくると思うのです。そうすると、やっぱり先ほど言ったみたいに、町全体の経済性を含めて、私はちょっと心配しているわけですが、今の副町長、町長の交付税の関係も、今回の議長の諸般の報告で財政報告ありましたが、あれを見ますと大体5月現在ですか、54億1,100万円ぐらいという話です。今、町長の話だと60億円ぐらいということですから。

いずれにしても、足寄町はそれだけ交付税を減らされても努力して、これだけ我々からいうと貯金が残っているということですから、これは本当にすごく財政の関係ではいい状況だと私は思います。そういう中で、こういう国からの提案があって、恐らく足寄町ばかりではなくてほかの町村も相当苦慮していると思うのです。ですから、先ほどから話したとおり、足寄は16年からこういうふうに減らしておりますけれども、ほかの町村でもやっぱりかなりずっと8%ぐらい減らしてきているわけです。それを減らしてきた上に今回の7.8%ですから。やっぱり、役場職員といえども住民の一部ですから、そういう意味では、私は今町長が申されたとおり、できる限り減らさないという状況で、ぎりぎりまで、これ財政状況を考えるとです。言われたとおり、私も相当このことによって、2,990万円減らされるということなのですから、そのことによって、足寄町の財政の関係がどうなるかということもちょっとそのことも気になったのですけれども、今、町長の答弁でいくと、それがあってもやっぱりまだこれだけの危機感を持っていると。やっていけるということですから、それは非常にいいことだと思いますので、ぜひそういう方向で今後も検討していただきたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 訂正の答弁がありませんので、許します。

町長。

町長（安久津勝彦君） 一つ訂正をさせていただきます。

先ほど、自立プラン上の24年度末の基金残高の計画でいきますと37億円と言いましたけれども、計画では6億1,900万円まで減るという計画でありました。その部分、訂正させていただきます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番、後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） ラスパイレスの関係ですけれども、今回、足寄町は副町長の答弁にあった107.3%ということで、これは管内でも順番からいえば3番目なのです。ところが、このラスパイレス方式というのは、これは毎年恐らくかわると思うのです。結局、職員の給与、年齢構成を含めて上げればかわると。だから、足寄町の平成21年ぐらいのときは、恐らく13位ぐらいだったと思うのです。そして、それからずっと上がったり下がったりきて、今回、どこの町村も100%ほとんど越しているのです。これは、先ほどから言っているとおり、平成17年度からずっと給与を絞ってきたということでラスパイレスも上がらなかったわけですけれども。今回、2年間ぐらいほかの町村も下げていけませんので、この数字が恐らく出てきたと思うのですけれども、今後やっぱり町としても、先ほどの答弁ありましたとおり、先ほどの給与と同じ、やっぱり国家公務員が上げたから、国家公務員がこういうふうにしたからという、そういう影響を受けないで、また来年になったら恐らく100%を切る町村が大分出てくると思うのですけれども、ぜひということで、今の段階では私はラスパイレスを国からいろんなそういう要求はあると思いますけれども、やっぱり下げないで、下がると思いますけれども、こういう方向でいくしかないのではないかと思います。それで、ほかの町村のことあまり言いたくありませんけれども、大樹町あたりも、やっぱりこういうことで11年、12年給料を下げなかったということで、この状態でこの効率は好ましくないと思いますけれども、来年以降も対策を

実施していきたいと。ほかの町村も結構、豊頃あたりもそう言っていますので。ぜひ、足寄町もそういうことで、できれば考え方を進めていてもらいたいということをお願いして、町長の答弁をもらって終わりたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

たまたま、今ラスのお話も出ましたから、少しお話しさせていただきますと、ラスパイレス指数というのは、国家公務員と我々足寄町の職員とを比べるわけです。一番の違いというのは、高卒で例えば勤務年数何年で一体幾らなのだと。そして、もう一方、国の職員と比べるわけです。まず、決定的に違うというのは、国の職員の場合は、高卒の職員というのは圧倒的に少ないということです。今この自治体もそうですけれども、最近結構上級職ということで、大卒の職員、我が町も結構ふやしてきております。当然、職員構成にもよるのですが、すなわち職務職階とって、役職が付けば次のところに昇格をするということになります。

ですから、これはその年、その年によってもかわってくるのですけれども、少なくとも、直近のやつは私も個別のやつは見えていませんけれども、例えば、高卒の職員がいたと。年齢が若いけれども優秀で、しかも職場の状況も含めて、たまたま係長発令なり、あるいは課長補佐発令になったという場合については、当然、国と比較したらぐんと上がってしまうのです。一人上がれば、これ国の職にすると掛け算するわけです、職員数の。ですから、私はこのラスパイレス指数というのは、国の職員と地方の職員の給与を比較するというのは、必ずしも適した比較にはならないというふうに思っています。さらには、国の場合については、偉くなった人、指定職というのですが、これはこのラス指数からは除外されていますから。

ですから、これは本当に正確な比較という

ことで適用するのがいいのかなという、そういう疑問も実は私は持っているということでございます。ちょっとラスのことも触れさせていただきましたけれども、いずれにしましても、後藤議員仰せのとおり、このことはやっぱり地域経済に与える影響というのは極めて大きいものもあるというふうに思っていますし、やっぱりこの間、職員に、私が就任して平成16年から実際もう削減やっていますし、やっぱり職員の数を減らし続けてきたと。自律プランで5人やめて一人しか採用しませんということですとずっとやってきました。議会にも報告させていただいて、もうこれ以上限界だということで、基本的には現状維持、さらには新たな事業がある場合については増ということもあり得ますということで報告をさせていただいたところでありますけれども、いずれにしても現段階は削減はしないという思いだということで、特別な事情が出てきた場合については、再度また一方的にやるということではなくて、職員にも理解を求めながら、そういう場合もある得るということで考えていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） これにて、10番後藤次雄君の一般質問を終えます。

次に、3番 榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして質問をさせていただきます。

風疹の流行に対する町の対策について。

2012年にこれまでにない規模で流行した風疹が、年をまたいで2013年にふえ続けることに不安の声が上がってきています。

風疹が流行する時期、季節としては、特に春から初夏にかけて最も多く発生するということです。国立感染症研究所は、全国で風疹と診断された患者数は、5月12日までに6,725人と発表しました。昨年の1年分の3倍になる勢いで感染症の広がりに歯止めがきかない状況のようです。

そこで、風疹の流行に伴う緊急対策について、町長のお考えを伺います。

1、感染症発生動向調査では、風疹にかかった累積では2011年が371人、2012年が2,093人と5.64倍ふえています。なぜ、2012年に大流行したのか、原因として考えられることについて。

2、足寄町の風疹の現況について。

3、風疹予防対策について。

4、予防接種の助成についての考え方について。

5、妊婦やその家族が風疹予防する注意点について。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 榊原議員の一般質問にお答えいたします。

1点目の2012年に大流行した原因についての御質問ですが、市町村は原因特定の調査機能を有しておりませんので、御容赦いただきたいというふうに思います。

なお、国立感染症研究所が本年5月7日付で公表している改訂版では、2011年にアジアで大規模な風疹流行が発生し、海外で感染を受けて帰国した後に風疹を発症する成人男性と、職場での集団発生が散発的に報告されるようになったとしております。

2点目の御質問ですが、本町では過去3年において発病は報告されておりません。なお、十勝総合振興局によると、管内では本年2件の報告がされております。

3点目の風疹予防対策ですが、平成18年度から導入されたMR（麻疹・風疹）混合ワクチンの定期接種の推進、婚姻届出のあった際に戸籍窓口でリーフレットを配布、妊婦検診時には予防接種の検討について説明をしております。

なお、昨年から成人の発病が多発していることから、本年6月14日配布の広報6月号に掲載したほか、病院など公共施設等にポスター等を掲示し予防意識の普及啓発を図っております。

4点目の予防接種助成についての考え方で



すが、風疹はウイルスにより飛沫感染または直接接触感染によるとされ、町単独で防ぐことは困難であることから、基本的には国や北海道と足並みを揃えて対策を講じていくべきものと考えております。現在、北海道では発生状況等を注視している段階とし、具体的な対策は予定されておられません。

5点目の質問ですが、平成25年5月21日付で厚労省健康局感染症課から情報提供のあった「赤ちゃんとお母さんの感染予防対策5か条」について、要点のみ御説明をいたします。

第1か条は、妊娠中は家族、産後は自分にワクチンで予防しましょう。

第2か条、手をよく洗いましょう。

第3か条、体液に注意。

第4か条、しっかり加熱したものを食べましょう。

第5か条、人ごみは避けましょう。となっております。

以上でございますが、感染予防対策について正しい知識を身につけておくことが何よりも大切であり、特に風疹は、妊娠中に感染すると胎児に先天性風疹症候群を起こすことから、妊娠を希望する方には予防接種の検討を促すとともに、妊娠検診で抗体を持っていない、あるいは抗体の値が低い場合は、医師とも相談していただき同居の家族に予防接種をしていただくよう指導しておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。榊原議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

3番、榊原君。

3番（榊原深雪君） 風疹の主な目的の一つは、やはり妊娠中の女性が感染しないようにという、最後の町長の言葉どおりなのですけれども。特に、この風疹が大流行した原因の一つに考えられることは、25歳から33歳の人が必要とされております。それは、1979年4月2日から1987年10月1日ごろに生まれた方が、その当時は風疹の接

種はしなかったということがありました。それで、成人男性が風疹にかかると、やはり症状が重くて1週間以上は職場を休まなければならないという現状があるそうです。それで、足寄町の25歳から33歳ぐらいまでの、その一番の感染を受けやすい状況の抗体を持っていない人たちは何名ぐらいいるかということをお調べになったのでしょうか。

議長（吉田敏男君） 対象者ですね。

答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

抗体検査を実施しておりませんので、人数はきちっと把握できておりません。当然、子供のころに風疹にかかって抗体を既に持っておられる方もいらっしゃいますし、予防接種をされている方もおりますので、きちっと何人抗体がお持ちになっていない、あるいは低いという方の特定は現状できておりません。

私どもも調べてみたのですけれども、昭和63年からの予防接種の記録はあって、いろいろ調べてみたのですけれども、平成2年以降においては、男女とも予防接種をしているということでございますから、平成元年以前のお生まれになった男性については、予防接種の機会がなかったかもしれないという状況です。ただ、女性にあっては、国でいきますと、私どもの記録はないのですけれども、昭和52年から定期接種をされていると。ただ、現状、定期接種化はされているのですけれども、健康被害等もあって選択制というのですか、努力義務になっていると。そういった時代もあって、全員が完全に実施しているかどうかと、こういった部分が判明していないという状況であります。

議長（吉田敏男君） 3番、榊原君。

3番（榊原深雪君） 私がこの質問をしたきっかけが、やはり妊娠中の女性が自然感染しないということで、やはり風疹のことを調べてみました。そうしたら、この25歳から33歳の人には必要となっております、予防接種を受けた可能性が低いのです。そし

て、一度もし仮に予防接種を受けたとしても、2回受けても何ら問題はないそうです。それで、誰しも子供や孫が障害を持つということがないようにしていただきたいと思う願いから、この質問に至ったわけですが、それでも、まず、優先的に調査していただいて、妊娠している家族、その夫、そしてこれから妊娠する希望を持つ女性には、やはり予防と。感染この地区ではまだしていないから大丈夫ということとは絶対ないのです。

やはり、東京、大阪中心にすごく大流行しておりますので、やはり行楽のシーズンでもあり、行き来することでやはり唾液がしぶきでも感染するということなので、そして潜伏期間も2、3週間ということで、なかなか戻ってきて発症しないということで、感染がわかりづらいです。そうしたら、もしかかかったりして、万が一、誰しも予測もできなかったことが起こり得るかもしれないですよ。そういうことで、急に家族の方のやはり予防接種の訴えかけを調べていただいていたほしいと思うのですが、その件に関してはどうでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） 先ほど、町長の答弁で、まず妊婦さんの妊娠中の方の場合なのですけれども、やはり抗体をお持ちでない方が、妊婦検診時においてそういった検査の結果、抗体がない、あるいは低い方もいらっしゃるという状況は把握しています。ただ、その部分については、この先天性風疹症候群の病気が感染するとする場合、妊娠から20週以内に感染すると、そういった後遺症が残るという状況ですから。いろいろシミュレーションをしていくのですけれども、妊娠がわかって、第1回目の初回の妊婦検診時には、私ども券を発行して検査を受けるようにしていますけれども、そのときに必ず抗体検査をされるわけです。それが、実際に結果がわかるのは10週から12週目あたりに抗体を持っている、あるいは低いという結果が出てくるわけです。

それから、早急に御家族の方等々が、妊娠中の女性については予防接種できませんので、御家族の方含めて感染防止のために予防接種をするようになるのですが、その結果が家族の方が抗体を持つという部分でいきますと、6週から8週かかってしまうと。御家族の方が免疫をつけられるまでには6週から8週という形になりますので、非常に難しい、効果を早急に見出していくには、なかなか難しいのかなというそういった部分もあります。そういった部分で、今、妊婦検診時、あるいは医師等からも産婦人科を含めて全国の病院等にそういった指示が出ておりますけれども、そういった医師等とも相談をさせていただいて、そういった予防対策をとっていただくのと、それから先ほど町長の答弁でも申し上げましたように、感染予防対策5カ条という部分でみずからそういったものを、マスクをしてですとか、消毒をしてですとか、感染を徹底して予防していく、そういった指導を徹底していくしかないのかなというふうに思っているところでございます。

それから、もう1点の妊娠を希望している人の把握、これは私どももしていきたいなというふうに思っているのですけれども、非常に先ほども申し上げましたように、誰が、どういった人が抗体力がお持ちでない、あるいは低いという部分がはっきりしていないということで、特定がなかなか難しいと。最近でいきますと、できちゃった婚等々もあって、その特定が非常に難しいものがありまして、実施するのであれば、やはり全員を対象にしていくような対策を打っていくしかないのかなというふうに思っています。

そういった意味では、道、十勝総合振興局等ともいろいろ相談をさせていただいた部分でいきますと、国や道と歩調をあわせて対策を取っていくべきではないかと、そういったことでもあります。ただ、私どもとしては、北海道あるいは管内の発生状況は少ないのですけれども、やはり今からそういった人数、対象者、何とかいろんな手段を講じてでも把握

はしていきたいなというふうには思っています。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 3番、榊原君。

3番（榊原深雪君） 福祉課長から抗体の件と、やはり妊娠しているその家族とか、いろいろお話がありましたけれども、抗体検査もしていないというわかっている世代があるわけです。今問題になっているのは、それをしっかりと調べていただいて、抗体があってもなくても、風疹のワクチンの場合は、再度注射をしてもかまわないわけですし、それ以外の方は受けているわけですから、ほとんど抗体お持ちですから。調べていただいてもそんなに足寄町では人数はいらっしやらないかと、その世代がです。トータルしても、やっぱりこの質問が出たときに、やはりすぐわかるわけですよ、インターネットで。どういうことが原因なのだろうかとしたときに、その世代がわかるわけです、受けていない世代が。

そうしたら、一番やっぱりお子さんを育てる世代だったのです。だから、これは大変だなんて思って。実際に、インターネットの中でお子さんを亡くした方が予防接種の呼びかけを全国行脚してやっている方もいるのです。だから、そういうことを踏まえて、やはり私たちの町にでも一人でも障害のお持ちの方が発生をしないように努力していただきたいなと思っているわけです。

そして、助成のことも十勝管内でも1件ありました。助成している町がです。そうしたら、私たちの6倍もあるような町ですから、予算額は270万円強だったと思いますけれども、私たち、それを考えると、やはり全額無料とまではいかななくても、やはり個人負担していただくのがベストではないかなと私は思うわけです。そして、個人負担としたら、全国的にも数字を調べましたら、2,000円から3,000円というところが上限になっているようです。そして、医療機関ではワクチンの接種料金はまちまちですけれど

も、大体上限が1万円。それまでの至る数字はまちまちですけれども、そんなに予算、助成額も町としては負担にならないことですし、予防注射というのは、はやってからするものではないですよ、もちろん。先ほども、効果が出るまでにとのお話してはいたけれども、何でもどの予防注射でもそうですよね。ならないのが一番ベストですけれども、やはり予防注射はしなくては。

だから、今完全に風疹にかかってはいけないということ、無料で何段階かされていますよね、町で。だから、そのしていなかった世代を中心に今問題になっている、私らみたいな高齢者の場合は抗体持っているのです。その世代は大事な世代です、足寄町にとって。そして、1週間も仕事を休まなければならないような事態になりますと、やはり経済状況にも影響してきます。だから、そういうところをすばやく数字をつかんでいただいて、1万円までとなるとなかなか負担が大変だと思いますけれども、個人負担が少しでも軽くなるように町のほうでも早急な手だてをしていただきたいなと思っておりますけれど。今ワクチンの状況、新聞等でとても不足しているということで、大変だということで新聞とかテレビ等で今言われております。

それで、早く確保しておかないといけないなと私は思うわけです。それだけ、結局自治体がこの大変さをわかっているからこのワクチンの予約の数字が多くなって、このワクチンが足りないまでもなってきたのではないかなとと思っているのです。そここのところのお考えをお願いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） ワクチンが不足しているということについての御質問ですが、6月14日付、先週の金曜日に、厚労省のほうから数値が入っています。これによりますと、例年、年間の接種量が通常でいけば、例年推計でいきますと30万回程度の接種がされているそうなのですが、本年5月には月間で32万回、これも推計ですけれども

接種がされているということで、今年の5月1カ月間だけで例年の1年分の予防接種がされているということになります。その原因として、接種量が多いという部分につきましては、どうしても首都圏、あるいは関西圏、きょうの新聞でいきますと大阪のほうに関西方面が首都圏を超えて発生者が多くなっているという部分がありますから、そういった部分で接種量がすごくふえているという形になります。このままでいきますと、厚労省が推定をしている部分でいきますと、8月末ぐらいにはワクチンが不足していくということで推計をしております、国からの協力依頼ということでもありますけれども、任意の予防接種については、妊婦の周囲の方、妊娠希望者、または妊娠する可能性の高い方で、抗体価が充分でないといわれる人を優先して接種をしていただきたいということで、そういった協力要請が来ております。これは、私ども市町村だけではなくて、医療機関等々にもいっていますから、予防接種の買いだめですとか、そういったことのないようにということで要請が来ています。これは、あくまでも国の予防接種、ワクチンが確保できるまでの間、何とかそういった形で協力をしていただきたいという通知が来ております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） ワクチンに対する費用負担、それを考えているかどうかということについて。

答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） 公費助成については、鋭意今も検討はさせていただいておりますけれども、十勝管内でも私も聞いておりますが、十勝総合振興局の情報によれば、2町で導入を検討されているということでもあります。私どもも鋭意検討をしているところなのですけれども、今のワクチンの問題、協力要請等も来ていますし、今シミュレーションも含めてしているのですけれども、まだする・しないという決定には至っておりません。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 3番、榊原君。

3番（榊原深雪君） 東京、関西圏で大流行しているということですが、やはり夏休みには関西のほうに行こうとか、子供の喜ぶ所がたくさんありますよね、東京・関西。だから、そういうことで広がり、もし北海道にまた大きな広がりを見せないためにも、この風疹の予防接種を行う主な目的は、先ほど町長からもお話がありましたけれども、妊婦が風疹にかかることによって生まれてくる赤ちゃんが先天性風疹症候群の障害の持つことのないようにあらかじめ予防することなのです。そして、予防接種は、風疹の自然感染による合併症の予防にもなり、大人が感染して重傷になることも予防します。多くの人が予防接種を受けることにより、個人が風疹から守られるだけではなくて、他の人に風疹を移すことが少なくなって、社会全体から風疹から守られることにあると思います。

そして、されなかった25歳から33歳という可能性が言われていますけれども、これはひとつは国の不備であったかもしれませんが、だから、そういうことを自治体のほうもよく踏まえて、なるべく個人の負担が少ないように考えていただいて予防接種を受けていただく。1回受ければもういいわけです。予防接種の抗体をつくれれば、もう後は安心して過ごせるわけです。また、流行するようなことであっても、子供さんは接種を受けるわけですから。だから、そういうことも考えて、ぜひ予防接種の予防を訴えかけていただいて、足寄町のホームページも開いてみたのですけれども、それにはまだ流行しているということが周知されていないのです。でも、よそのホームページなんかに行くと、大流行しています、こういうことなんですというふうに周知されているのです。だから、やはり意識を持っていただかないと、なかなか自分として捉えることが大変なのです。

だから、そういうことで、予防注射の大切

さということ、先ほど福祉課長もお話し  
だったように、やはり積極的に受けていた  
くことも大切ではないかななんて思ってお  
りますけれども、そこで最後お言葉いただ  
い終わりにはしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたし  
ます。

福祉課長のほうからいろいろ答弁をさせ  
ていただいております。

公費助成については、引き続き検討はさせ  
ていただきますけれども、目下いろいろ国の  
情報等含めて情報収集はしておりますけれ  
ども、一番なのはやはりきちっと正しい情  
報を伝えるということだというふうに思っ  
ておりますし、先ほど冒頭の答弁でも申し  
上げたとおり、感染予防対策について、い  
ろいろ町内の医療機関等とも連携をなが  
らそういった正しい情報をお伝えをする  
ということ。当面は、1回の接種料も8,900  
円程度ということで、子宮頸がんワクチン  
と違いましてそんなに高いということでも  
ありませんので、当面は自助の中でそうい  
った正しい情報をお伝えをしながら、や  
はり自分たちの身は自分たちで守ろう  
というところを徹底していきたいなど。

なお、引き続き、国や道とも連携をなが  
ら、本当に公費助成をすべきなのかどう  
なのかということも含めて、引き続き検討  
をさせていただきたいということで御理解  
をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） これにて、3番榊原  
深雪君の一般質問を終えます。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時15分スタートといたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を  
再開をいたします。

一般質問を続行をいたします。

6番 前田秀夫君。

6番（前田秀夫君） 議長のお許しをいた  
だきましたので、一般質問通告書に従って御  
質問をさせていただきます。

まず最初に、利別川河川改修についてで  
ございますが、利別川河川改修中流地区、  
仙美里ダムから足寄橋の改修計画が10年  
遅れると聞いておりますが、したがって足  
寄橋の架橋も当初計画は26年から28年  
度計計画が、10年遅れると聞いておりま  
す。原因は、下流地区の改修原因と伺って  
おりますが、利別川の河川改修は十勝川  
河川改修が基本と考えるが、現在の事業  
計画では、災害時の影響として、洪水等  
による河川の氾濫により浸水する恐れ  
のある区域に足寄町は入っておらず、想  
定氾濫区域面積は約6万1,800ヘクタ  
ール、想定氾濫人口は約1万5,000人  
との北海道開発局の資料がございます  
が、中流地区の河川改修の遅れの原因と  
要因を、安心安全で住みよい町の観点か  
ら、具体的に次の事項についてお聞きを  
いたします。

一つ、利別川の河川改修事業は、十勝川  
河川改修事業が源にある中において、当町  
行政区域には利別川と足寄川の合流地点  
があり、降雨が続くとかなりの増水があ  
り、過去に堤防からの氾濫により避難を  
した経過の教訓がございますが、そうし  
た実態を市町村との協力体制において水  
防活動を行うため、十勝川水防連絡会議  
を定期的開催していると思われませんが  
、当町として10年遅れに対してどのよ  
うな対策と意見提起をしてきているのか  
、また、水防連絡協議会はどのような構  
成でなされているのかをお聞きをした  
い。

二つ、流域市町村で構成されている十勝  
川治水促進協議会には、当町が入ってい  
ると思われませんが、どのような実態認  
識で意見、要望をされているのかをお伺  
いをいたします。

三つ、過去に一定程度の堤防整備と河  
道掘削の河川改修事業を実施してきた経  
過がございますが、現在、沿線住民の  
声として降雨時期のみならず川上の森  
林整備等による融雪期の増水災害等へ  
の不安の声がある中で安心、

安全の町とした観点から、今後どのような河川改修を考えておられるのか、所見をお伺いしたい。

四つ、河川の氾濫は、単に人的な問題ばかりではなく、営農等にも影響を及ぼすことにつながるが、山村地域では森林整備の遅れと相まって産物の生産、販売にも大きな被害をもたらした歴史的経過がある。とりわけ、川上の森林整備の重要性を鑑みるときに、国、道、北海道開発局に実態提起を起こし、早期の河川改修を強く要望すべきと考えるが、この間の10年遅れ問題とあわせて、どう対応してまいるのか、具体的な所見を伺いたい。

議長（吉田敏男君） ここで、答弁。

答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 前田議員の利別川河川改修についての一般質問にお答えをいたします。

利別川河川改修事業は、本町においては平成6年度から北海道により整備が進められており、現在、豊栄橋の掛けかえ事業のほか、下愛冠から大誉地地区の暫定改修が順次進められております。

毎年度、利別川河川改修事業促進期成会総会の際に、帯広建設管理部足寄出張所に参加していただき改修事業の概要について説明をいただいております。平成24年度の計画では、利別川上流地区において、西1線橋周辺で掘削工として延長2.75キロメートル、築堤工2.4キロメートル、神州橋から千歳橋の間で用地買収、千歳橋から上流5キロの間で補償物件調査などが行われ、今後も順次改修が行われていくことになっております。

河川改修は、御承知のとおり、洪水等による災害発生の防止や軽減、流水の機能維持、河川環境の整備と保全を目的に、想定する氾濫面積、被害人口や資産額、これまでの被害の実態、経済性や上流・下流のバランス等を総合的に考慮して改修規模を設定し、堤防の構築や川幅の拡幅、川底の掘り下げ、遊水池

の整備、線形改良等を適切に組み合わせて、基本的には川を流れる水の量をふやすことで洪水を防止することを目的に事業が進められています。

また、改修は上流・下流と左岸・右岸及び本・支流の流量を、バランスを図りながら整備する必要があり、上流の整備を先行してしまうと、下流の流量がふえて下流が氾濫する可能性が高くなることから、下流域の流量を充分確保した上で段階的に上流域の整備を進めることが基本となっております。

河川改修は、膨大な費用が必要であり、長期的な視点に立ち、整備目標年度が設定されるようになっておりますが、限られた予算を効率的、効果的に執行するために、近年水害が頻発している箇所における浸水被害の速やかな解消や背後地の資産状況等を踏まえ、災害発生の危険性が高い箇所を優先的に整備するなど、そのときどきの状況に応じ見直しを行っていると考えております。

本町を流れる利別川の改修計画に関しましては、議員仰せのとおり、改修が遅れておりますが、今後とも足寄橋の掛けかえも含め、利別川の河川改修事業の促進を関係機関に要望していきたくて考えております。

具体的な御質問の1点目、十勝川水防連絡協議会については、北海道開発局帯広開発建設部が直接管理する十勝川等の水害軽減を図るために、重要水防箇所の周知、河川水防情報の提供等を通じて関係各機関が密接な連携を図り、災害時の水防活動や避難等を迅速かつ円滑に行い、地域住民の安全を確保することを目的に設置された協議会であります。

参加機関は、帯広開発建設部、十勝総合振興局、釧路地方气象台、道警釧路方面本部、陸上自衛隊第5旅団、北海道電力、電源開発等、自治体にあつては国が管理している直轄区間を有する12市町村であり、本町には直轄区間がないことから、この協議会には参加しておりません。

しかしながら、十勝川水系の利別川を有する自治体として、帯広開発建設部を初め、十

勝川水防連絡協議会参加機関と災害時の対応を円滑に行うために必要な連携、情報交換を行っております。

現在、大雨・台風の際には、利別川の大普地本町や両国橋等にある水観測所データを、インターネットを通じて監視し、必要に応じ現場巡回や水防活動を行っており、引き続き帯広建設管理部足寄出張所と連携をして水防活動を進めてまいります。

2点目の十勝川治水促進期成会につきましては、十勝川の恒久的な治水事業を促進するため、十勝川の本支流がない大樹町と広尾町を除く十勝管内17市町村が参加をし、河川災害を根絶して地域の民生安定を図ることを目的に設置されており、北海道開発局や北海道、さらに国土交通省、財務省や国会議員に対して十勝川水系の治水事業促進の要望を積極的に行っております。

利別川河川改修は、本町の最重要事業の一つでもあり、本町の利別川河川改修事業促進期成会とともに粘り強く関係機関に整備促進の要望を行った結果、北海道が管理する本別町市街地の上流地点から陸別町市街地の上流地点までが優先整備区間と位置づけられ、他地域に比べて手厚い予算措置がされており、順調に整備が進んでいるものと認識しておりますが、引き続き整備促進の要望を関係機関に行っております。

3点目の今後の河川改修に関する対応であります。昨今のいわゆるゲリラ豪雨等の異常気象の頻発や樹木の伐採が進み、森林の保水力が失われ短時間に大量の雨水等が河川に流入することで、急激に河川が増水する事象が近年頻発しておりますことから、河川の流下能力を向上させるための河川改修が必要です。あわせて、河川に流入する雨水等を少なくするために森林の保水力を回復させることも非常に重要であると考えております。

本町は木材の町であり、町有林のほか、民有林にあっても、伐採をしたら植林をするという木材の循環施業、無限資源の循環プロ

ジェクトの構築を進めており、さらに、森林が有する公益的機能と木質資源の安定的な確保を目的に、民有林伐採後の未立木地を、町が取得して植林することで森林の水源涵養機能の回復を進めているところであります。

4点目の河川改修の整備促進に関しては、議員仰せのとおり、河川氾濫等による災害は、本町の基幹産業である農林業の経営に直接関係する非常に重要な課題であります。

下流の整備が遅れたことによる本町の影響については、結果的には足寄町内の整備箇所 の順番が入れかわったもので、全体計画が10年遅れることになったということではないというふうに聞いておりますが、引き続き利別川を有する近隣町と連携をして、関係機関に整備促進の要望を行っておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

6番、前田君。

6番（前田秀夫君） ただいまの、町長の御答弁で、連帯的なものは頭の中では描き理解しつつも、問題とするところは、一つ目には、利別川と足寄川の合流地点、あそこ私も何回も歩きました。2キロも3キロも。あそここの堤防柵というのですか、コンクリートのやつが全部崩れ去ったような形で役目を果たしていないと。これ昔から言われていますけれども、新人も。足寄町には、利別川と足寄川の2本があって、もう一つ言うと具体的には3本なのですけれども、合流地点があって、さらにその下に仙美里ダムができるということで、どこまで食い止められるのかということで、随分昔から言われているわけでありまして。そこら辺のところ、具体的にどのように押さえているのかということが一つと。

10年遅れということにはならないという順番の入れかえだということで町長の御回答がございましたけれども、そうすれば、どのぐらいの状況の中で、どういう環境のときに利別川の全体的な河川改修になるのかという

ことは二つ目と。

三つ目は、私が聞いたところによりますと、所管から聞きましたけれども、遅れではないということで回答はございましたけれども、仙美里ダムより下流地区での遅れであるということでもありますから、そこがどういった原因で、あるいはどういった問題で遅れているのか、まずこの3点をお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 3点の御質問でございます。

まず、下流の関係につきまして、私ども聞いているのは、開発が管理する、先ほどもお答えしたとおり、本別の市街地付近で一部用地交渉が難航していたということもあって、これがそういう意味では、これと関係するのだというふうに思いますけれども、私どもの町は着々とやっていただいておりますけれども、暫定という、こういうことかなというふうに私は認識をしております。直近の情報でいきますと、そのこの用地の関係についても全て処理が終わったということで聞いていますから、当然、下のほうの国が直轄管理している河川改修等も順次行われるのだろうというふうに思っております。

なお、そこから上流につきましては、道費河川で北海道建設管理部が所管をするということで、直接は足寄に出張所がありますから、そこのやり取りをさせていただいているというようなことでございます。

全体の陸別までの改修計画については、現時点では平成33年までに完成をさせるという計画だというふうにお聞きをしております。あとは、年度ごとの予算のつき方だろうというふうに思っているところでございます。

それから、議員仰せのとおり、利別川と足寄川の合流地点の問題とあわせてやっぱり密接に関係するのが仙美里ダムの放流の関係でございます。4月の螺湾方面、阿寒にかけての降雨のときに、これは融雪水とも相まっ

て、旭町地区と螺湾の市街地ちょっと氾濫をするのではないかとということで心配をし、警戒態勢を組んだわけでありましてけれども。結局やっぱり、ダムの放流との関係であります。ですから、関係機関が密接な連携をとってやっていかなければいけない事案でございます。

御案内のとおり、平成15年のときには大変な台風災害に遭ったわけでありましてけれども、これも仙美里ダムを管理するJパワーのほうと連携をとって、本来の放流量を上回って放流をしていただいた結果、市街地等々の氾濫については最小限に食い止められたということでございますので、今後とも関係機関、密接に連携をとりながら、下流との連携も当然必要ですし、そういったことで当面する対応をしていきたいというふうに考えていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 6番、前田君。

6番（前田秀夫君） ただいまの町長の御回答で、下流問題、それから上流問題、それから沿線上流の陸別問題の関係、私も北海道開発局の資料を全部入手しまして、そこら辺のところは承知してしますので、あえて再質問はしませんけれども。ただ、やはり今の関係機関と密接な、あるいは合流地点含めて密接な連携をとってやっていかなければならないという御回答でございましたけれども、早急に合流地点だけは町のほうでも査察をして何らかの対応をとっていただきたいということを要請したいと思います。

さらに、4点といたしますが、質問点でございますけれども、冒頭にも申し上げておりますけれども、北海道開発局では河川改修関係では戦後最大の洪水を安全に流すための整備に当たっては、現在の河川区域内で流下能力の確保が可能であるため、現在の河川区域内での堤防の整備、河道の掘削等を行うこととしていますが、十勝川水系河川改修整備基本方針の策定では、関係住民からの意見聴取と、北海道知事意見照会が策定されております



が、それらの内容がどのように集約され、意見照会の後に北海道としては具体的にはどのような方策を打ち出しているのか、知り得る範囲でお聞かせを願いたい。

さらに、被害関係では直接被害の家屋などの一般資産被害、農作物被害、公共土木施設被害などがあります。間接被害では、営業停止被害、応急対策被害と考えられますが、これらに対し、対応方針として流域の地方公共団体等から安全度向上に対する強い要望があり、引き続き地域住民または関係機関と連携して事業の進捗を図ることとありますが、単に人命資産の観点からしても、整備の遅れについての災害被害を考えれば、既に不安な気持ちになります。そこで、ネックとなっている事項と、予算は相当膨大なものになるというふうに町長の御回答がありましたけれども、ネックとなっている事項と具体策を求めつつ、住民に周知、説明を行うことが大事なことであり、町行政としても一層実態の意見反映を行うことが必要と考えておりますが、説明の場を含めて、考え方をお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） 利別川の関係でございますが、足寄町内の河川につきましては、道が管理をしているということになってございまして、直接開発建設部とはやり取りというか、そういうものはございません。本別の市街地の足寄川のところから上流については北海道が管轄をし、先ほどの中でもありましたけれども、帯広建設管理部、足寄には足寄出張所がございまして、そのところと協議を進めているところでございます。

この本別の市街地の上流部分から陸別までの部分で、三つに区域が分かれておりまして、本別から仙美里ダムのところまでを下流地区、それから仙美里ダムから足寄橋のところ辺りまでを中流地区、それから足寄橋から陸別までを上流地区ということで、3地区に分かれて整備がされているところであります。現在、整備が進められているのは上流地

区ということで、足寄橋から陸別に向かっての44.3キロ、この部分を今特に整備をしているというところでございます。これが、先ほど町長からもお話しございましたけれども、現在のところでは平成33年までを予定しながら整備を進めているところであります。

それで、足寄町の中には、利別川河川改修事業期成会というのがございまして、期成会の中で毎年、建設管理部足寄出張所の方に来ていただいて、事業の内容等を説明を受け、その中で住民の方たちからもいろいろな意見をいただいて、その中で事業を進めているという形で今現在進めているところでございます。

お話を聞いているところでは、陸別も市街地があるということで、とりわけ農地の部分と、それから実際に住民の方たちが住んでいる市街地区の部分では、改修の内容についても若干かわってくるというようなところでございまして、これから平成24年度では、先ほどの答弁の中で町長のほうからもお話ししておりますけれども、25年度もまたその次の部分で事業が行われていくということになってございます。期成会のほうの総会が例年7月ぐらいを予定してございましたので、またその時期にまた説明を受けながら平成25年度の事業はどういうところでどんな事業が行われるのかとか、そういったことを説明を受け、また、住民の方たちからもいろいろな意見をいただきながら事業を進めていくという形で進めているところでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 6番、前田君。

6番（前田秀夫君） ただいまの総務課長の御答弁で理解はいたしますけれども、ただ1点、町長の最初のほうの御答弁の中では10年遅れではなく順番の入れかえといいますが、そういうことであると。そういうことになれば、その期成会なるものでもう少し、足寄町の上流のところはやっているというふう

に聞いております。下流問題を含めてもう少し厳密に実態を突きつけて、順番であれば先にしていただけるような何か対策を講じれないのかというふうに思っていますので、そのところをまずお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） 先ほど、上流地区の部分でお話をさせていただきましたが、先ほどの合流地点、ここの部分は中流地区となっております。中流地区につきましては、先ほど町長の一番最初の答弁の中でもございますけれども、河川改修というのはやはり下流のほうから十分に水が流れる量を確保しながらどんどん上流に向かって改修をしていくという形でございます。そういうことで、合流地点の部分についても、下流のほうから順次改修を進めて行くという、そういう予定になっているということで聞いております。ですから、今、本別のほうでいけば仙美里ダムのところぐらいまで進んできていますし、今、豊栄橋の架けかえなどもやっておりますけれども、順次、そういう改修を進めていきながら、足寄川と利別川の合流地点のほうにも整備が進められていくということになっております。

ただ、まだ時期的にいつぐらいになるかというのは、まだはっきりと聞いてはおりませんが、そういう計画があるということで何年か前にもう既に話は聞いているところであります。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 6番、前田君。

6番（前田秀夫君） ただいまの総務課長の御答弁で、大筋理解はいたしました。ただ、しつこいようではございますけれども、この順位という計画があつて順番の入れかえということになれば、先ほども私申し上げましたけれども、やはり行政そのものも関係、開発局の出張所の方と同行でもしながら写真を撮るとか、あるいは増水時期の問題だとか、融雪期の時期の問題だとか、やはり現場実態をしっかりと訴えて、できれば前倒しとい

うようなことも含めて接触関係をしていただきたいということをお要望申し上げ、町長としてもこの河川問題については、森林整備等の観点でも重視をしているという御回答でございましたので、この関係につきましては了解をいたしました。

次に、林業退職金共済制度について。

山村地域に労働を拠点とする林業労働者は、過去から現状も労働賃金等は低位な実績である。そうした中であっても、森林の公益的役割を担っているのが限られた林業労働者である。そこで、次の事項をお伺いしたい。

1点目、略称、林退共制度は、林業で働く人たちのために中小企業退職金共済法によって国がつくった制度であるが、制度の仕組みとして労働者が退職金を受給するには、事業主がそこに加入しなければなりません。近年、木材の低迷と相まって、必要事業量の確保すらままならない実情下であり、そうした困難な社会情勢で中小業界では加入が余り進んでいない実態もあり、事業主と独立行政法人勤労者退職金共済機構との契約ができ得ない状況であると認識していますが、当町での加入者数と林業事業所数をお伺いしたい。

2点目、退職金は、事業主からの証紙の枚数によって異なるが、共済証紙は1日券で460円、10日券で4,600円であり、17日を1カ月に換算して12カ月で1年のカウントとなり、所定の手続により受給できますが、支給額は例示を申し上げれば2年で18万円、10年で98万円、20年では200万円支給されます。そこで、課題となっているのが事業主の加入環境支援策であると考え、現在の制度では初回の加入掛け金の62日分が助成されることとなっておりますが、この助成枠の拡大支援が必要と考え、森林整備を担う事業主に一層の支援が必要と思われませんが、考え方を伺いたい。

3点目、国など、公的事業への入札要件としては、この加入が必要と考えておりますが、それ以外、全ての林業種に該当でき得るように北海道、さらには厚生労働省、全国森

林組合に対しても一層の支援策を要請すべきと思われますが、町長の所見をお伺いしたい。

4点目、一方、こうした制度すら不承知の事業主と林業労働者もいるとは思われますが、林業で働く人なら職種、賃金制度に関係なく受給資格があり、一人親方でも所定の手続をすれば資格がつくわけであり、行政としてもあらゆる機会を通じて周知と加入の促進を促す具体策を含めて町長の所見をお伺いしたい。

5点目、この制度のほかに、建退制度をあわせて、ふるさと東十勝通年雇用促進協議会において、事業主・季節労働者向けのセミナーの事業計画があることを申し添え、制度のメリットである証紙掛け金は、法人は税法上は損金として、個人では必要経費として全額非課税であることなどに加え、労働事業地は道内一円で該当し、事業主をまたいでも通算して受給することの仕組みなどを実施とのことではありますが、行政としての力添えが必要であり、構成町を含めての関係団体への連携指導を願いたい、冒頭にも申し上げましたとおり、林業労働者の比較的低位な諸条件において、本制度への事業主の加入契約が第一でありますし、一定程度の賃金収入としての受給が深まれば一層の森林、林業作業従事への意欲が高まると考えますが、町長の所見をお伺いしたい。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 質問にお答えをいたします。

議員御質問の5点につきましては、林業退職金共済制度の一連でありますことから、一括して回答とさせていただきますので、御了解をお願いを申し上げます。

まず、中小企業退職金法に基づき、本町の造林事業入札参加事業主12社については、全て独立行政法人勤労者退職金共済機構と契約者となっており、10社が林業退職金共済制度、1社が中小企業退職金共済制度、残り1社が建設業退職金共済制度に加入している

状況であります。

林業退職金共済制度は、労働者の雇用事業主がかわっても労働者の被共済者の立場は継続され、働いた日数は通算されるようになっており、新たに加した労働者につきましては、議員仰せのとおり、国が掛け金の一部として初回交付の共済手帳の62日分を免除する制度として、新たな林業労働者への加入の支援となっております。

町といたしましては、助成枠の拡大への要望は現在検討しておりませんが、労働者の雇用の場として事業継続ということが最も重要だというふうに考えているところでございます。

林業退職金共済制度への加入につきましては、国、北海道、町とも公的事業の入札要件とはしておりませんが、日ごろより加入するよう啓発を推進しており、さらには、一人親方であっても任意組合により対象となりますことから、今後とも広報等により森林・林業事業主や作業従事者に周知し、意欲向上に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、前田議員の回答とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 6番、前田君。

6番（前田秀夫君） ただいまの町長の御回答で総体的には理解いたしました。

ただ、1点だけ、町としての助成枠の拡大の要望というのは、私の質疑内容がまずかったのかもしれませんが、町として拡大をしてくださいということではございませんので。町として、いわゆる国だとか厚労省だとか全国森林組合だとか、そういった方面にもう少し、例えば、62日分を100日分にするとか、そういうことで町から発信をして事業主がそこへ加入しやすいような条件をさらにできないのかということでお聞きしたわけありますので、そのところをお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（岩原 栄君） お答えいたします。

この助成に対しては、議員仰せのとおり国が法律で決められている枠の助成制度を求めているわけですが、現在のところまで私どもの町内の企業から林業労働者に対する支援策としての要望等の聞き取り等を含めまして、まだ実施はされていませんけども、そういった事業がないということが1点。それから、私どもが先ほど答えさせていただいた町長の答弁とおり、事業を継続させる、林業の拡大することによって雇用労働者を継続して守って、働く場を確保してまいりたいということでの御理解をしていただければなということでもあります。今後とも、そういった御要望等あれば、また担当としては御議論させていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 6番、前田君。

6番（前田秀夫君） ただいま、経済課長のほうから事業の継続の話、町長のほうもございました。理解はしています。ただ、現実問題として、今年の議会でも別なことで私質問しましたけれども、現状雇用するのに見合う林業関係の事業というのが受注できている体制があるのかといえ、そこはなりきれていない部分があるということもありますので、私が聞きたいのは、そこはそことしましても、厚生労働省や北海道や全国森林組合へ、いわゆるこの助成枠をもう少し緩和といいますか拡大をしていただきということを町として上申をしていただきたいということを申し上げて、私のこの2点目の質問は終わりたいと思います。

議長（吉田敏男君） 3点目、午後からにします。

ここで暫時休憩をいたします。

昼食のため、1時再開といたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

6番、前田君。

6番（前田秀夫君） 続けて、質問をさせていただきます。

森林公有化の具体的な森林施業について。

25年度第1回定例議会において、町長の政策として未立木地の公有化関連産業においても高い評価として伝わってきておりますが、昨今、森林・林業での不明森林が高い面積を示されていますが、国土買収のグローバル化が全国的にも続けられております。つまり、所有者不明資産が増加してきていますし、そうした中でも、東京の奥多摩、北海道、長野などの公有林化が取り組まれ、とりわけ水源林の公有化が進められてきております。そこで、次の事項について、考え方をお聞きしたい。

一つ、地積調査との関連もございしますが、民有林での森林所有者把握課題、所有者が把握できなければ地積調査もできかねると考えるが、課題解決の方策があればお聞きしたい。

2点目、今時点の公有林化林種であります。森林造成は古くは戦後の一斉拡大造林で単層林造成があり、後のさまざまな被害防止策として検証し、複層林施業化として見直してきていますが、立地条件として可能であれば育成複層林として植えつけ樹種を当町のブランドづくりとして広葉樹、アオダモの一斉林としてカラマツ林との調和で水土保持林形成ができ得ないものか。もちろん、人工造林であり、林道整備状況等も林分形成の選定因子となりますが、公有化林地の周辺林相を調査し、森林保全と雇用プランを持ち、後世に残る町民の財産形成に努めつつ、施行要件を整えて実施でき得ないものなのか、また、町の総合計画では40ヘクタールとあるが、地方財政等の事業が許すなら、さらに拡大を望みますが、町長の所見をお伺いしたい。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 前田議員の質問にお答えをいたします。

1点目の地籍調査による森林所有者の把握につきましては、本町の森林調査簿により、

不明所有者は存在いたしません、森林境界につきましては、地籍調査実施状況にて処理してまいりたいと考えております。

2点目の公有林化につきましては、本年度から民有林の未立木地を公有林化とすることで、年20ヘクタールとして総合計画に計上したところでございます。

また、公有林化の複層林施業についてであります、本町ではカラマツと赤エゾマツによる複層林施業について実施しているところですが、議員仰せの広葉樹、アオダモの一斉林は森林を天然林により近づけることで台風等の被害及び森林害虫に強い森林を仕立てる方策でもあり、環境保全林としては最適と考えております。

しかし、木材生産としての経済林との色分けは必要でありますし、木材の無限資源や循環施業を構築をして、林業労働者を創出するには、伐採林齢級の区分が必要とも考えておりますので、単層での人工造林地域、さらには複層林地域については、実施箇所地形及び環境状況等を踏まえた中で施業方法を決めていくことが必要と考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、前田議員への回答とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 6番、前田君。

6番（前田秀夫君） 私の理解不足かもしれませんが、ただいまの町長の御答弁で理解すれば、いわゆる私が質問をしている一斉林の関係は可能性はあるということでございますか。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほど、お答えしたとおり、今後公有林化計画も含めて、これは議員も仰せのとおり、周りの状況あるいは地形等々も踏まえて、それは十分に検討していきたいというふうに思っております。今現在も町有林の中で天然林もありますから、そこもどう残していくのかということも含めて、ちょっと大きな私の夢物語で言っていますけれども、やっぱりい

かに町有林の中で循環システムをつくり上げていくかということをもまず念頭に置いているということと、やはり近年これだけ雇用情勢も厳しくなっていますから、やはり相当森林整備についても高性能の機械だとか機械化も進んでますけども、やはり雇用の場の確保という視点でいけば、やはり森林整備が一番雇用の場の確保にもなるというふうに思っていますから、ここら辺の事業量の確保等々を含めて、これは十分に検討させてもらいたいというふうに思っております。

議長（吉田敏男君） 6番、前田君。

6番（前田秀夫君） わかりました。

それで、知識の押し売りではございませんけれども、育成複層林の施業というのは、森林を形成する林木を択伐などにより林分的に伐採をして、人為的に複数の時間層を構成する森林として作りながら維持する施業でありまして、ただ施業の関係上、切ったところが一時的に単層林となる森林を含む、そういうことも含めて複層林施業というのは、実は国の中において認められているというふうになっております。もちろん、人工林により造成した林分で単層林と複層林がございませけれども、複層林と育成複層林施業によって造成した人工林もたくさん全国にはございませ。

そこで、人工林の林種変更の考え方として、植栽木の在籍歩合と本数歩合が50%以上ということでありませけれども、現状、私が質問しているのは、隣接する隣地はわかりませけれども、未立木地の関係でありますけれども、そこには植林在籍歩合あるいは本数歩合が50%超えということは回答できないでしょうけれども、ただ、全国森林計画において、全国の体系図の中で市町村の森林政策として林業に対する市町村、つまり町の政策の森林も可能であるということも書かれておりますので、できれば、隣接する林分がカラマツの人工林、単層林で仮にあったとしても、あるいは人工造林により一時的に単層林となっても未立木地での植栽木が仮にアオダ

モではあっても、将来の時間密度があれば台風等の被害に強い複層林施業として、例えば、当年次はアオダモ植栽、翌年次はカラマツとして林分形成し、複層林として林分ができれば可能と思われるが。

そういった中においても一定程度要件がございまして、当地がそういったことはないというふうに私は認識しておりますけれども、例えば、音量指数の問題、あるいは地域別、樹高別などの施業基準の問題というさまざまな課題があるかと思っておりますけれども、全国森林計画におきましては、市町村段階での林分、要するに森林に対しての森林造成の政策というもののことが認知されておりますので、そういうことで、ぜひ先ほど検討していくということでございますので、それは検討をよろしくお願ひしたいと思います。

もう一度、町長の見解をお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

ただいまの前田議員の提言も含めて、十分に検討してまいりたいというふうに思っております。

なお、今現在、町民の財産である町有林のうち約50%近くですか、40%ぐらいにつきましては水源林ということにもなっておりますから、水源林の関係も含めて、これは今は名称かわりました森林総合研究所ですか、そのほうとも十分そこら辺のことも相談をしながら、例えば、水源林でそういうことが可能なのか。今現在は、水源林も皆伐をするのではなくて、それこそ例えば、列状間伐をしてそして残してとか、そして複層林、これはカラマツとトドマツということで今現状はしているのですけれども、とにかく、この事業の継続ということも含めて、原則は皆伐してしまいますと次の事業につながらないこともありますから、そこら辺の御指導もいただきながら、町民の財産いかにあるべきかということとは常に検討をさせていただきたいとい

うふうに思っております。

御提言いただいた部分につきましても、充分担当のほうと調査、研究させていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 6番、前田君。

6番（前田秀夫君） 大変な森林整備に対する御理解を賜りまして、敬意を表したいと思います。

最後ではありますけれども、一斉林を含めて調査、検討ということで御回答いただきますけれども、例えば、育成複層林にできない状況があったとしても、森林と人との共生林としてはモデルとする林分及び体現、林業としての林分形成が可能ということが、全国的に、あるいは市町村の段階での施業方針にも書かれておりますので、ぜひこのこともモデルとするということも選択として検討しながら、今後の足寄町の森林整備あるいは雇用などを含めて、後世に残るものにしていただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（吉田敏男君） これにて、6番、前田秀夫君の一般質問を終わります。

次に、7番 田利正文君。

7番（田利正文君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に従って一般質問をさせていただきます。

官制ワーキングプアをつくらないためということであります。

構造改革、規制緩和政策のもとで、労働者の働くルールが壊され、働いても働いても暮らしていくことがままならない、年収200万円、300万円以下のワーキングプアといわれる労働者がふえています。その圧倒的多数が非正規雇用労働者です。

こうした状況が日本中を席卷しているという中であって、我が足寄はどうなのかということで、内部のワーキングプアと外部のワーキングプアの二つに分けて伺いたいと思います。

ワーキングプア問題は、官からも民からもなくさなければならぬことは言うまでもありませんが、なぜ官制なのかという問題があります。民間の模範となるべき官がワーキングプアをつくり出していいのかという問題と、官制ワーキングプア発生の仕組みについて考えなければならぬと思います。

町が行う行政サービスには、町が正規公務員・非正規公務員を雇って直接実施する直営サービス。民間事業者に委託するなどして実施するサービス。公共工事の発注。物品の購入などがあると思います。

(1) 内部のワーキングプアということになりますが、足寄町の正職員、準職員以外の臨時職員で、おおむね通年(8割以上の勤務日数、勤務時間)で雇用している方は何人いるのか、その中で年収200万円・300万円以下の方はいるのか、いるとすれば何人いるのか伺います。

(2) 外部のワーキングプアということで、自治体、事業者、労働者の関係ですが、町が事業者が発注し、事業者が労働者を雇用して労働者が賃金を得ます。事業者と労働者の間には、労働条件も存在します。

発注者である足寄町は、これまで財政状況が厳しいということを背景に、いかに安く発注するかということを追求めてきたと思いますし、発注した後は基本的には関与しない、つまり、発注後、事業所の現場で働く労働者がどんな労働条件で働いているのか、発注労働単価は支払われているか、事業者はどんな苦勞をしているのかということなどについて、追跡調査なり把握はしていないのでしょうか。受注事業者に雇用されている労働者で年収200万円、300万円以下の労働者はいるかについて伺います。同時に、ワーキングプア問題についての町長の所見を伺いたいと思います。

議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

町長(安久津勝彦君) 田利議員の一般質問にお答えいたします。

1点目の内部のワーキングプアについての

御質問ですが、本年5月末現在、本町におけるおおむね8割以上の勤務日数、勤務時間で雇用している職員の数は、車両センター、特別養護老人ホーム、子供センター及び国民健康保険病院等を含め、定数外臨時職員の補助職員が121人となっております。

また、その中の年収200万円、300万円以下の職員数についてですが、昨年1月から12月までの1年間の収入をベースとして、本年5末日現在の実績人数により想定して積算いたしますと、200万円までの層が82人、200万円から300万円の層が25人となっております。

2点目の外部のワーキングプアについての御質問ですが、財政状況が厳しいからという理由で、安さだけを追求しているわけではなく、最小の経費で最大の効果を上げることを基本として、各種事業を発注しているところであります。

また、各種の事業発注における労務単価の関係ですが、建設工事等については国庫補助事業、町単独事業とも、公共工事設計労務単価を用いた積算を実施しており、道路の調査設計、用地調査等の業務委託においても、同様な積算を行っております。

また、草刈りや清掃等の維持管理的な業務においては、町職員の賃金をもととした労務単価により積算しており、高齢者就労センター等に業務をお願いする場合は、高齢者就労センター等の労務単価を使用しているところであり、それぞれ適正な労務単価で発注を行っております。

受注事業者に対する追跡調査の関係ですが、施工計画書や工事旬報の提出による施工管理状況の確認により、労働時間や休日労働の事前届け出等を通じて過度の労働にならないような指導を行っているところであります。

受注事業者に雇用されている労働者の労務単価については、町が追跡調査を行うことはしておりません。そのため、年収200万円、300万円以下の労働者がどのくらいお

られるのかは把握はしておりません。

ワーキングプア、いわゆる働く貧困層の問題については、近年、たびたびマスコミ報道等でも社会的問題として取り上げられておりますが、我が国では、バブル経済の崩壊後、構造改革による市場原理主義の台頭や規制緩和による非正規雇用の促進等の社会的背景にも左右され、ワーキングプアが増加したともいわれております。

個々のライフサイクルに応じた多種多様な働き方が可能である現代社会において、一律に年収のみで判断することは、必ずしも適切ではないと考えておりますが、雇用をめぐる情勢は依然として厳しいものと認識しており、町といたしましても、今後とも法令に基づいた適正な雇用形態の維持と行政サービスの提供に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

7番、田利君。

7番（田利正文君） 再質問に入る前に、なぜワーキングプアという問題を取り上げたのかということについて、私の考え方を述べてから再質問したいと思っております。

働いても働いても年収200万円以下というワーキングプアが6年連続して1,000万人を超えました。貧困問題がますます深刻な状況になっています。こうした中で、当然、生活保護受給者がふえることとなります。厚生労働省の報告では、1995年の88万2,229人から2012年11月現在215万人、157万世帯になっています。51%が65歳以上と、高齢化社会の実態が反映されていると思っております。

今月の9日、帯広で渡辺治一橋大学名誉教授の講演を聞く機会がありました。十数年前、研究のためイギリスに行ったとき、失業中の労働者が、日本でいう生活保護を受けながら再就職のための職業訓練を受けていたそうでありました。その労働者が夏休みで1週間バカンスでギリシャに海外旅行に行くとい

う。渡辺先生は、当然のことながら聞いたそうでありました。日本では、生活保護を受けている人が夏休みで海外旅行に行けるとは思えないが、もし行ったとしたら、国中のマスコミ拳げての大バッシングになるだろうという趣旨だったと思っておりますが、本人いわく、失業中だろうと現役だろうと夏休み、バカンスはイギリス人の権利だと。誰も文句を言う人はいないというふうに言ったそうでありました。周りも当然それが当たり前という考えが、国民的にも企業経営者も、そして行政にも常識となっているのだということでした。今のイギリスではありません。約20年近く前のイギリスの話でした。

もう一つは、きのうの新聞に出ておりましたが、「残業代出たら年収1,000万円」「悪いのは全て自分と洗脳され」「辞められない、体壊すその日まで」。これは、20代から30代のブラック企業というところで働く労働者の川柳であります。我が足寄はどうでしょうか。国家公務員の賃金下がったのだから、地方公務員も下げるべきという話が出ると、役場の給料は高すぎる。生活保護を受けている人よりも、もっと大変な生活をしている人がいる。生活保護をもらってパチンコに行っているなどという声が聞こえてきます。大人社会で社会的に弱い者が、さらに自分よりも弱い者をいじめる、こういう構造が広がっています。子供の模範とならなければならない大人社会が、こうした現状では困るというふうに思います。国家公務員と地方公務員、役場職員と民間、高齢者と若者、正職員と非正職員との間にくさびが打ち込まれ、それに乗ってしまっているという状況下ではありますが、少なくとも足寄町がかかわる分野からは、ここがところが大事だと思いますが、こういった状況はつくりたくない。あるいは、ワーキングプアはつくりたくないというようにしたいというのが、一般質問をした趣旨であります。

1点目の内部のワーキングプアについてであります。今、町長の答弁によると、20



0万円以下の層が82人、200万円から300万円の方が25人おると。答弁でひょっとしたら、いませんという答弁が来るかなという期待をしたのですけれども、おりました。もちろん、この数がいたから即だめだというわけではありません。町長の答弁がありましたように、それぞれの家庭の状況なり、家庭の人数なり、そういったものを分析せず、全て年収だけでもってだめだというふうにはならないということは充分わかっております。

言いたいことは、足寄町には正職員のほかに、答弁にもありましたように、準職員、嘱託職員、フルタイム臨時職員、パートタイム臨時職員などが合わせると159名、間違っていなければ5月現在でいると。一般論としていえば、正職員以外のこの159名の非正規労働者がいて初めて足寄町の行政サービスが成り立っているのだというふうに思います。しかも、フルタイム臨時職員が多い部署は、保育所、国保病院、車両室など、町民生活に一番身近なところです。ここで働く非正規公務員労働者の立場からいえば、公務員だからということで、民間でいう労使対等の原則が一般には通用しないというふうに思います。任用という規定により、そういうことになるのだと思いますが。

もう一つは、次期はどうなるのだろうという不安定な雇用形態であるというふうに思います。したがって、安心して働ける状況であってほしいというふうに思っているのではないかというふうに思います。例えば、あくまでも例でありますけれども、花祭りや花火大会などのイベントのときに、前日、当日、後片づけの3日間の作業のために地元の人を中心に有償ボランティア、アルバイトとして臨時に雇用するということは当たり前だと思います。さらに、産前・産後休暇や有給休暇、病気休暇を補償するために、潜在の有資格者あるいは経験者などを優先的に臨時雇用するということも当たり前だと思います。そして、部署と職種によっては、先ほど町長

の答弁にもありましたのではないかと思いますけれども、正職員ではなくて嘱託職員などの非正規職員のほうが双方にとって都合がいいということもあるというふうに思います。それらを踏まえて、それ以外は同一労働、同一賃金と言われてきたように、正職員と同等の処遇に可能な限り近づけるべきだというふうに思っています。もちろん即座にできるものでもないこともわかっています。問題は、そのことをする考えがあるかどうかということがやはり大事なのだと思います。フルタイム臨時職員の現状について、今言ったような方向で、町長の見解を改めて伺いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

今、田利議員からのお話ありがとうございました。

総論としては、私も全く同じ考えということでございます。

ただ、この間の足寄町の現状、もっと言えば足寄町だけではありませんけれども、やはり自治体を取り巻く、取りわけ財政問題がございます。私は昭和45年に役場に採用されたわけでありまして、私の記憶でいきますと、当時、正職員はたしか300名近くいたというふうに思っています。一方、臨時職員というのは本当に、平たくいってお茶くみですとか、コピーですとか、本当に単純な業務の方で、本当に数えるぐらいしかいませんでした。直近のお話をしますと、私は平成15年に首長になりました。先ほどの質問にお答えしたとおり、私が首長になってから正規職員約50名削減をしております。これは、とりもなおさず、ひとつには財政状況が一つにありますよということです。それとあわせて、一方で人を減らした分だけ仕事量が減っているかという、これはまた細かな分野に分かれて多岐多様に分かれる、あるいは住民の要望も多岐多様にわたっているということもあって、反面、先ほどお答えしたとおり、

臨時職員の数がふえている。

すなわち、私がお世話になったころの臨時職員の方の仕事の中身も相当正規職員に近いような形で働いていただいている方もいらっしゃるということでございます。

ですから、ここはひとつ社会情勢もありますし、もっといえば雇用の形態と申しますが、もっと言えば私どもは臨時職員、これはもっと言えば雇用の状況が非常に厳しいという中であって、平たく言います。この仕事、本当に正規職員がそこまでなくてはいけないのかと。もっと言えば、それを切り離して臨時職員でもできることがないのかという、そういう業務の見直しもさせていただいて今の形態にあるということでございます。

それから、嘱託職員というのは、これはもう正規職員の労働時間の75%以下ということでございますから、ですから、そういったことで、仕事の内容に分けて雇用形態も決めさせていただいているということでございます。本当に、思いとしては、やはり将来のこともありますから、通年で心配なく働けるうち働いていただきたいという形はつくりたいという思いはありますけれども、しかしもろもろのことも含めていったときに現状になっている、もっと言えば、ならざるを得ないという状況にあるのだということをぜひ御理解をいただきたいなというふうに思っております。

なお、参考までにお話しさせていただきますと、特に今車両センター、車の運転業務につきましては、正職員というのは今3人ぐらいまで減らしてしまいました。その結果、11カ月雇用の臨時職員で対応をしております。これは、現場にも指示を出しているのですが、今の賃金の内容では世帯を持って子育てなんていうのはとてもできるような年収を保障できる状況ではないわけだから、例えば、ある程度もう一線を退く年齢に近い方だとか、あるいはもう例えば定年を迎えたけどもまだ現役で働けるという方々を中心に募集をしながらという、こんな指示も出して

います。

しかし、民間の雇用状況も厳しいということもあって、運転手さんでいけば大体200万円ちょっと超えるかなというふうに思っていますけれども、それでも民間よりいいから何とか使ってくれということ応募されている方もいるというふうには聞いておりますけれども、とにかくそういう役場の関係の仕事をして、自分の生計が成り立たないというようなことだけは極力避けていきたいなというふうに考えていますので、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 7番、田利君。

7番（田利正文君） わかりました。

私が言わんとしていることと、町長の答弁ともかみ合っていると思います。間違っていないですよ。私自身も、今、町長が言われたことはわかります。ただし、ワーキングプアがあってもやむを得ないと。こういう事情だからやむを得ないのだという取り組みのと、出さないようにしようというふうに取り組むのとは違いがあるというふうに思ったものですから、あえてこの質問をさせていただきました。

車両センターの話も出ましたけれども、一番町民生活に身近なところにいる人たちがいて初めて、足寄町の行政サービスが成り立っていると。ちょっとダブリますけれども。そういう状況になるということはわかっているわけですから、そのところをやはりきちっとしていくことは今後も検討しなければだめというふうに思いがあるのです。そのことをちょっとつけ加えさせていただきます。

2点目に入ります。

外部のワーキングプアという意味なのですが、答弁では、発注した後の追跡調査などは行われていませんということで、年収200万円、300万円以下の労働者がどのくらいいるかは把握していないという答弁がありました。

全日本建設工務一般労働組合という組合が

あります。その北海道本部がアンケート調査をやっておりまして、これは何年か前の話ですけれども、それとあと、現地に入っただけの聞き取り調査をやっております。その結果を、全部ではなくてほんの一部だけもらったのですが、例えば、元請けと下請けに対する同じ質問をします。そうすると、回答が微妙にずれてくるのです。下請け契約の方法で下請契約書を取り交わしたと。元請けは23.1%が交わしたと言います。下請けのほうでは12.1というふうに下がるのです。それから、注文書と請け書のみでの交換だというのが元請けはゼロです。下請けは71.6%あります。それから、先ほど6番議員の質問で出てきました建設業退職金共済制度、加入しているか、元請けは92.3%、下請けでは44.4%。証紙代は下請け代金に含んでいるというのは元請けではゼロですが、下請けでは57.1%なのです。それから、現金払いがある場合、現金の労賃に対する割合はどうかと。労働費相当額以上に払われているというのは元請けで100%、下請けでは64.3%という数字が出ています。こういう実態が、実際にはあるのだとういうように思います。私のほうとすれば、足寄町で発注した仕事について、それを受けた業者、それからその業者からさらに下請けに行ったり、その事業主が雇用した人がどういう現場でどういう労働をしているのか、どういう労働条件で働いているのかということ、やっぱりしっかりつかんでほしいというのが今回の趣旨であります。

それで、帯広市は、平成9年から適正な工事の施工をと。そして、工事の施工上の留意事項ということで、1項から16項までである文書。それからもう一つは、委託業務実施上の留意事項ということで、1項から10項までの文書を出しています。そして、その文書を出した後、これは2年か3年に1回だそうなんですけれども、下請契約の適正化等の実施調査をやり、その結果を発表しています。それで、ちょっと紹介をしたいのですが、これは

適正な工事の施工をとということで帯広市が出している工事の施工上の留意事項と書いてあるのです。1項目には、地元業者の活用、地元資材の優先的使用について。2については、下請契約の適正化について。中には、労務費については、これに相当する額は、必ず現金で支払うとともに、労務賃金が確実に労働者に支払われるよう配慮してくださいというのがあったり。それから、ことしのやつについては、15%単価が上がったというのがありますので、そのことを特別わかるようにゴシックで黒くして書いてあります。ちょっとだけ最初言います。25年度の公共工事積算単価は、建設産業における労働者確保のため、技能労働者の賃金水準の低下や社会補償等への未加入といった事態の改善を目的として上げてほしいということをお願いしています。それが、工事の施工上の留意事項ということで16項まで。それからもう一つは、委託業務実施上の留意事項というものの、これもあげている。これは、例えば、人件費の精算のところについては、別表積算根拠一覧表に基づいてきちっと支払ってくださいというふうに書いてあるのです。一覧表には、委託業務の労務単価について、それから、設計業務技術者単価、賃金一額参加、帯広市の場合と。それから、保育所職員の本俸基準額など、それから介護労働者、あとソフトウェア、し尿及び汚水の収集運搬業務単価というような一覧表がつけてあります。

これに基づいて、いわばしてくださいよというお願いの文書を出しているわけです。それがどうなっているかということ、今度は、これ24年ですけれども、平成24年度下請契約の適正化等の実態調査結果についてということで発表しております。ここまでやれるということですから、ぜひ足寄でもやっていただきたいという思いがあって、このことを今紹介しました。それで、帯広の場合ですけれども、調査対象業者数は125社で、内訳は元請けが17社、回答率100%、下請けは108社、回答率88.9%となって

います。だから、回答率は意外といいのだと思います。このことも含めて、もし足寄でやる場合に参考にしてほしいなと思います。やっても回答が来ないのではないかというふうに思わないでやっていただきたいというふうに思っています。

それともう一つは、私の一般質問の中に、現場の労働者だけでなく事業者がどう考えているかということもぜひつかんでほしいという話もちょっと入れましたけれども、例えば、これは川村さんという先生で北海学園大学の教授でNPO建設政策研究所北海道センター理事長という肩書きも持っている先生の報告なのですが、公共事業や入札制度に対する評価あるいはどうしているかということ、業者がです。一番多いのが、ちょっとびっくりしたのですが、大型の公共事業に集中的に投資すべきだという考えの経営者の方は4.5%、一番多いのは、定入札価格調整制度、それから最低制限価格の見直し・引き上げを図るべきだというのが70.5%、その次に多いのが、分離・分割発注をふやして中小零細事業者の受注機会を拡大すべきだというのが57%、地元の雇用や地域経済の効果の高い事業に集中的に投資すべきだというのが64.5%、現在の公共事業は中小企業社の振興や雇用の拡大には役立っていないと考えている業者が53%いるというのが出ていました。それからもう一つは、工事金額別に見た100万円当たりの雇用の量です。どのくらい人が雇われているかということですが、一番多いのは、250万円未満です。それで27.3人。その次に多いのが750万円未満で22.1人、500万円未満が20.8人とあります。僕らの発想でいくと、大規模な公共事業をやれば雇用がふえるのかという単純に思っていたわけですが、そうではないということが数字で示されておりました。そんなことも含めて、帯広の例を紹介しましたが、足寄でもこういう追跡調査なりアンケートなりをやることが

可能かどうかということについて、改めて町長の見解を伺いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 今、田利議員からのお話ありがとうございました。

私も思っているのですけれども、まず一つには、公共事業という部分がもう事業量がもうピーク時の40%ぐらいまで落ちているということが一つ、それからこの間の中で談合問題だとかいろいろあって、入札のあり方、これもとりわけ一番公平な入札、すなわち一般競争入札、誰でも入札に参加できるようにという、こういうこともどんどん奨励をされてきている結果、どういうことが起こってきたかといいますと、落札率の大幅な減という。一時、落札率が80%を超えるものについては全て談合だという、こういう乱暴な言い方をしたかの有名な方、誰とは言いませんけれども、いらっしゃいました。ですから、そういった誤った考え方も含めて、いろんな問題があるのだというふうに思っております。

ただ、入札制度のあり方の中で、当然、一般競争入札が公平だよと。ある意味、私もそうかなと思いますけれども、しかし、私は一貫として議会でも申し上げておりますけれども、ぜひ御理解をいただきたいということで、私どもはいまだに指名競争入札で発注をしているということでございます。これは、どういうことかといいますと、やはり一般競争入札にしますと、当然、大きな会社にはかなわないということです。正直言って。ですから、私は決して談合がいいだとかそんなことは全然思っていませんし。しかし、地元にある企業が受注できる機会をやはりちゃんと保障していくというのが、ある意味、私の首長としての責務でもあるなという思いをしております。これだって、恣意的にこの業者とこの業者なんていうことはやっておりませんから。当然、指名するに当たっては、資格基準も定めておりますから。そういう中であって、やはり数少ない公共工事受注機会をふや

していきなると、こんな思いをしているということでございます。

それから、さらに発注の仕方についても、これはいろんな業界からも、あるいは足寄の地元の建設業界からも要請を受けておりますけれども、可能な限り分離・分割発注をしてくれと。これは、私どもはちゃんとそういう形で。例えば、建物でいけば本体工事は本体工事、設備は設備、電気は電気ということで分離・分割発注をしているということでございます。これも、単に経費のことだけでいいますと、全部一発ぼんと発注することのほうが経費率から考えたときには、ある意味安上がりにつながるという御意見もあるかと思っておりますけれども、これはやはり下請けの問題も含めて正当な受注機会を得られるようにということで、そういう配慮もさせていただいているということでございます。

なお、これは私どもの町に限らず、公共工事につきましては全面下請けというのは、これはもう禁止されていますから。やはり、工事を請け負ったところで、自分のところでできない一部分の工事については下請けも認めるということで、一定のそういった細かな決めもございますから、私どもの工事の中ではきちっとそういったことはされているというふうに思っております。丸投げ、例えば、頭から20%、30%はねて丸投げしたということはないものというふうに確信をしているところでございます。

最後に、その実態調査、実際に設計されている単価どおり支払われているのかどうかの調査をすべきではないかということだというふうに思いますけれども、この点については、今の人員体制も含めて、これは極めて困難だというふうに思っております。

なお、一応、積算の根拠としては、それぞれ必要な原材料あるいは人経費等とも含めて積算をしておりますし、その結果、入札をして一定の予定価格を下回った場合についてのみ、落札決定ということになります。これもまた、業者の中での当然年間の会社の経営方

針等ともあるのかなというふうに思いますけれども、一律に設計で見た単価を支給しなければだめだよということも、これもなかなか難しいことなのかなという、そんな思もしております。仮に、これから先のことで、この間はありませぬけれども、これから先に町の工事を請け負った業者で働いている方々が、もう賃金安くてどうにもならんと。最低賃金も下回っているよなんてことで、そんな声が聞こえてくるとすれば、それは何らかの対応はしなくてはいけないのかなという思いはしておりますけれども、現在のところ、そういったお話も届いておりませぬので、これは地元の業者の皆さん方も、それは積算どおりの価格では支払われているかどうかというのはちょっとわかりませぬけれども、それなりの賃金単価も正当な賃金を支払われているものというふうに思っているという認識でございます。

以上でございますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 7番、田利君。

7番（田利正文君） わかりました。

最後になります。今、町長が難しいと言いましたけれども、たかだか2枚なのです。あるいは、3枚ぐらいの文書を発注先の事業者に出すと。それに応えて、先ほどの数ですけれども、元請けでいえば100%回答してくれているという状況ですので、そんなに難しくないのでないかと、私には素人的に思ったものですから。そういう思もあって、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

この一般質問を準備するに当たり、いろいろ調べてまだ調べ尽くしてあるわけでもありませんし、十分わかっているわけでもありませんが、札幌なんかでも検討しているということがわかったのですが、入札や契約をめぐる問題を調べたり業者の意見を調べて聞いたり、調査したり、あるいはそういったさまざまな問題を時間をかけて整理するというようなことも含めて、正式に検討する部署が建設

課になるのかどこになるのかわかりませんが、そういうチームをつくるなどして公契約条例をつくるということが必要なのかなというところまで話が見えたのです。それが、足寄の場合どうなるのかということが、すぐぱっと私が今きょう提起できないことがあれなのですけれども、そんなことも含めて、もし町長がわかっているらっしゃれば、公契約条例をつくるという方向にかじを切るというのでしょうか、そういうことが可能なのかどうか。あるいは、そういうことも今検討しているのかどうかということについて、最後にお答えをお聞きして、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

実態調査の関係でいきますと、これはちょっと勉強させてもらいたいなというふうに思っております。基本は、先ほどお答えしたとおり、我が町ではそんな状況というのは出ていないのかなという。甘いといわれたら、甘いかもしれませんが、私はそこら辺の問題というのは、やはり先ほど議員も言われたとおり、適正な工事の執行ということでいろいろやられているというふうに思っております。これは、やはり一般競争入札で過度な、例えば、一時最低限入札価格なんかも出されました。うちも一時やったことがございますけれども、これが結果どうなるかという、もう抽選でなければ、企業の努力だとかそんなことではなくて最低限価格が公表されることによって、皆さんがその価格を札に入れて、結局くじ引きで。そうしますと、企業だってそんな1年間の計画なんて立たないです。まさしく、くじ運が強ければ仕事はもらったと、毎回くじに外れちゃったわという。これはやはりいびつなことだろうなというふうに私は思っております。

いずれにしても、そういった調査のことにつきましては、結果の分析なんかも含めて、どうやっていくのかという難しい問題が

あるのかなというそんな思いもしています。ただ、一方では、御案内のとおり、通年雇用の協議会もありますから、そのところとも協議をしながら、どういった内容も含めて可能なのかも含めて、そういった検討はさせてもらいたいなというふうに思っております。

それから、公契約条例の関係、これは全国で何箇所か既に条例制定をしたところもございます。ただ、これも、私もちょっとまだそんなに詳しくは勉強してませんが、上っ面だけでありますけれども、これも中身的には相当難しい問題があるなど。すなわち、一番の主たるところは、やはりしっかりと労働者のところにちゃんとまともな賃金が支払われていることをちゃんと保証しましょうと。少なくとも、公共工事で、例えば、1日当たりの労務単価1万円と積算しているにもかかわらず、例えば3,000円しか払われていないだとか、5,000円しか払われていないだとか。この部分というのは、やはり最低賃金との関係もありますし、これがまさしく町が直営で雇用している分については直接契約ですから、それは間違いのない金額が支払われるでしょうけれども、しかし、このところは請負契約をして、そこで実際に雇用主と労働者との雇用契約の中で、何ぼで契約をしているのかということもありますから。これは、なかなか難しい分野かなという。

ですから、今、ともかく至上原理主義みたいなことで、ともかく競争社会になっていきますから、ある意味、そういったはずみが出てきているのかなという思いもしていますけれども。決して、いいことではないなというふうに私は思っているのです。けども、しかし、アウトソーシングできるものはアウトソーシングしなさいというのが、もう流れですから、何も民間でできることは公的機関、自治体がやる必要はないではないかという、こういう意見のほうがかぐっと大きいわけです。ですから、そこは本当に兼ね合いなのかなという、そんな思いをしています。その事

業の中身が本当に人件費がほとんどだよというものについては、私は本来、委託だとか請け負いにすべきではないのかなと。すなわち、事業者が受けるということは、そこで利益を生まなければいけないということですから、これが原材料だとかいるんな部分、物を製造するというのであれば、そこから利益を生み出すということは、これは当然のことでありまして。しかし、現実業務の中身によって、人件費がほとんどだという場合については、むしろ私は直営でやったほうがベターなのかなと、そんな思いはしていますけれども。いずれにしましても、全体の中での検討もしながら、どうあるべきかというのは、これは常にそれは念頭に置きながらやっていかなくてはならない問題だというふうに思っております。

以上で、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） これで、7番、田利正文君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

2時10分再開といたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時09分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

一般質問を続けます。

1番 高橋秀樹君。

1番（高橋秀樹君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問通告書に基づき、足寄町地域支援センターの現状と今後について、御質問をさせていただきます。

医療、介護、福祉の連携システムの中で、足寄町地域支援センターが来春本格的にスタートしようとしています。この支援センターは、今後の足寄町の老人介護・福祉の中核的存在になる施設と考えています。現在、急速な高齢化で老人介護・福祉施設の増加により介護・福祉士のニーズが高まっている中、地方での人材不足からなる人員の確保が大変厳しいと伺っています。また、財政規模からのサービス格差の問題と、開所まで1

年を切り町民に理解されていない点が数多くあると思われまので、以下の質問をさせていただきます。

1、支え合いセンターは、自立支援型の施設だと伺っているが、どのような位置づけにする予定なのか。

2、足寄町内に潜在的にどのぐらいの利用者がいるのか。

3、足寄町社会福祉協議会が指定管理者となると思われるが、どのような形で運営するのか。

4、町民への認知度が非常に低い。今後、どのように認知を高めていくのか。

5、前回説明において、介護・福祉士、職員が40名程度確保が必要があるとお伺いしていますが、人員の確保の状況について。

以上について、町長の御所見をお伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 高橋議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の地域支え合いセンターの位置づけについての御質問ですが、高齢化が進んでいる現在では、高齢者等が住みなれた地域で健康でいきいきと、その人らしく自立した生活を続けられるようにするためには、健康づくり、社会参加、要介護・要支援とならないような介護予防・リハビリ等が必要と考えております。

今年度建設する足寄町地域支え合いセンターのうち、小規模多機能型居宅介護施設は、在宅の要支援や要介護認定を受けた高齢者等が通いを中心に訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせて、利用者の有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、24時間365日支援する施設となっており、利用者に対して、身体・生活機能向上のための訓練を行うこととしております。

次に、足寄町地域支え合いセンターのうち、地域交流施設は、一般の高齢者を中心に介護・認知症予防、生活機能向上等を図るた

め、運動・生きがい・趣味活動、食事等を提供する施設で、ボランティアや元気な高齢者、地域住民の参加により、地域全体で高齢者等を支える体制づくりを目指しております。

また、身体状況の改善等により小規模多機能を卒業した方や、次年度建設予定の仮称生活支援長屋の入居者が通う施設として、足寄町が目指す循環型支援システムの中核的な役割を担うものと考えております。

2点目の、足寄町内に潜在的にどのぐらいの利用者がいるかとの御質問ですが、小規模多機能は介護保健における要支援及び要介護の認定を受けている方が対象となりますが、平成25年5月現在で、足寄町内の要支援認定者が155人、要介護認定者が332人、合計487人となっております。

3点目の足寄町社会福祉協議会が指定管理者になった場合の運営方法についての御質問ですが、小規模多機能と地域交流施設を一体的に管理運営する形態となります。

足寄町社会福祉協議会は、高齢者組織やボランティア育成等、足寄町内の地域福祉を推進する中核的組織として活動し、さまざまな社会資源とのネットワークを有しているため、その資源を活用して地域に密着した事業展開をできると考えております。

また、現在高齢者や障害者の在宅生活を支援するデイサービス事業や訪問介護事業等を実施しているため、介護保険事業についてのノウハウを持っており、円滑な事業開始ができるものと期待しております。運営については、基本的に指定管理者が主体となって行いますが、小規模多機能の利用者登録業務につきましては、循環型システムを円滑に進めるため足寄町が行うこととするほか、地域交流施設における介護予防事業等についても、福祉課と連携をし、実施していく予定であります。

また、運営経費についてですが、小規模多機能サービスについては、介護保険事業であるため、介護報酬での運営となりますが、地

域交流施設は収益事業ではないため、町が指定管理料を支払い、各種事業を実施していただく予定であります。

4点目の町民への認知度についての御質問ですが、現在、福祉課の職員が町内の自治会や老人クラブ等の団体、グループにお伺いして高齢者複合施設や医療と介護、保健、福祉の連携システムについて説明をさせていただいております。平成23年度から開始して本年度までに計54回実施をし、ほかにも数回開催することで御依頼をいただいております。今後も積極的に地域に伺い、説明をさせていただきたいと考えております。

また、説明会のほかに、毎年開催をしております地域福祉セミナーでも小規模多機能型居宅介護施設をテーマに講演を行ったほか、これまで第4号まで発行した足寄町の医療と介護、保健、福祉の情報誌「あしよろって」においても町民に周知を図ってまいりましたが、今年度も引き続き「あしよろって」の発行や、広報あしよろ、ホームページなどを活用し、折りに触れて町民への情報提供に努めてまいります。また、地域支え合いセンターにつきましては、完成後、町民の皆様に見学をしていただく機会をつくるほか、施設の愛称の公募等を行う予定で、町民の方の親しみやすい施設づくりをしていきたいと考えております。

5点目の人員確保の状況についてですが、高齢者等複合施設が完成しますと、介護職員、調理職員等、合わせて40名程度の職員が必要と考えております。職員の確保につきましては、都市部以外の地域での介護士等の応募状況は非常に厳しいものがあると聞いておりますので、現在、指定管理者として予定している足寄町社会福祉協議会が専門学校や大学等を鋭意訪問して情報収集を行っているほか、今後は説明会などにも出席をし、足寄町の施設の情報提供等をしていく予定でありますので、町としても社会福祉協議会とともに訪問を行うなどして、円滑な施設供用開始、運営に向け努力しているところですので



で、御理解を賜りますようお願い申し上げ、高橋議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

1番、高橋君。

1番（高橋秀樹君） まず、1点目の質問をさせていただきます。

足寄町の地域支え合いセンター、小規模多機能と地域交流センター、二つの部分に分かれるというふうになっております。

まず、この小規模多機能について、自立した生活が続けられるよう身体機能向上のための訓練というふうにあるのですが、具体的にはどのような形をとろうとしているのか。また、介護度の認定度というか、その募集をかけるときにどのぐらいの方を想定をなされているのか、御質問いたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

まず、小規模の施設において、自立した生活支援、具体的にどういったことをやるのかという御質問でございます。

一般的にいわれている介護といえますと、大きくいえますと三大介護といっています、トイレ、排せつの関係、食事の介護、あるいは入浴、こういった大きな自分でできない部分を介護士等々が施設で支援をするという一般的な介護支援なのですが、私どもが今ここで目指している自立支援といえますか、そういったものというのは、在宅生活を支える部分でございますから、当然住宅の改修に伴って自分でトイレに行けるようになりますとか、自分で食事をとれるようになりますとか、自宅のお風呂の入れるような、そういった機能回復訓練等も行って、家族の方の介護の軽減負担につながっていくような仕組みづくりをしていこうと。例えば、今おむつをされている方でも、そのおむつを取れるように支援をしていく形になります。これは、大変難しい問題でありますけれども、個々の身体状況等そういったものにあわせて個別ごとに介護プ

ラン、そういったものをつくって可能な限り自宅での生活が継続できるようにしていくと、そういった施設を考えています。

それから、2点目の介護度がどういった人が対象になるかという質問でございます。

今回、議決をいただきました条例の中では、要支援1から要介護5まで全ての部分が対象になっております。ただ、どういった人かということであれば、あえて言うのであれば、可能な限り在宅生活をしていきたいのだという人が、まず最初であります。それは、本人もそうでありますけれども、お医者さんとの相談もさせていただき、また、家族の支えもあってそういった部分ができるという方が優先されてくのかなというふうに考えています。

ただ、今、私どもとしましては、イメージ的には持っているのは、施設に入っておられる方でも本来であれば、自宅で生活できるような人も、そういった人ももう一度在宅復帰を目指して頑張るといふ、そういった人も対象に考えていきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1番、高橋君。

1番（高橋秀樹君） 小規模多機能に関しては、ある程度イメージがつかしました。これもまた、後ほど多分もうちょっと細かく説明をしていただくような形になると思いますので。

次の、地域交流施設です。それは、一体どのような機能を持たせるのか。それで、今こちら先ほど言われた、私の質問にはなかったのですけれども、答弁書にございましたので、生活支援長屋、こちらのほうの機能に関して御説明をお願いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） 来年建設の予定の生活支援長屋の機能ということでの御質問にお答えしたいと思います。

生活支援長屋は、入居対象者というのは、これから条例もつくって具体化させていただ

くのですけれども、基本的には要介護者、要支援者も当然対象になりますけれども、これに加えて、介護認定の受けていない一般の方も対象としている施設というふうに考えています。そういった意味でいきますと、幅広い人が利用できる。例えば、介護認定を受けていない方でも冬期間、病院に通院することが困難な方ですとかも想定されますし、また病院を退院して施設に入らなければならない方でも、空き待ちのときにこういった施設を御利用いただくという形になります。この生活支援長屋に利用される方にとっては、今年度建設予定の地域交流施設の中でも、それぞれ生きがいを持って趣味活動ですとか、機能回復ですとか、リハビリも含めて、そういった利用ができると。入浴施設等も利用できるようことで予定をしているところでございます。

議長（吉田敏男君） 1番、高橋君。

1番（高橋秀樹君） ちょっと僕、今、認識ができなかったのですけれども。小規模多機能と、それから地域交流施設というのがございますよね。地域交流施設のほうは、通いといったら変ですけれども、ほとんどの方が通ってこられると。町の人が自由に使う施設だというふうに僕は認識したのですけれども、この小規模多機能というのは、もちろんそれもあるのですけれども宿泊もあるという認識でよろしいのですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） 地域交流施設は通いでありまして。ただ、支援長屋に住んでおられる方、あるいは来年建設するグループホームの利用者の人もそこを利用できるということがまず1点です。

小規模の施設のほうについては、日中通ってくるデイサービス事業がまずあって、それから自宅にいるときには訪問介護をして生活身の世話もできます。なおかつ、御家族の方が冠婚葬祭等でいらっしゃらない、不在になるときですとか、介護の疲れているなという部分においては、ショートステイといいま

して宿泊もできますという、そういった3点セットの施設でございます。

議長（吉田敏男君） 1番、高橋君。

1番（高橋秀樹君） よくわかりました。

それで、2点目、足寄町に潜在的にどのぐらいの対象者がいるかという質問をさせてもらいたいのですけれども、小規模多機能のほうに許容する人数はどのぐらいなのか。これ、足寄町の中には、特老ですとかあづまの里、ケアハウス、それからデイサービスだとかいろいろな施設があると思うのですけれども、その中で小規模多機能は何人ぐらい受け入れを予定しているのか、まずお聞きします。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） 小規模施設の利用者につきましては、最大登録者数が25人となっております。そのうち、1日通所してデイ事業を受けれるのは15人という制限があります。ショートステイ、宿泊ですけれども、9人までということで、そういった施設になっております。訪問介護については、24時間365日ということになっております。

議長（吉田敏男君） 1番、高橋君。

1番（高橋秀樹君） この対象者、私聞いたのですけれども、大体478名が足寄町にいるというふうになっていると。その中で、先ほど言ったように、あづまの里だとか、特老ですとか、ケアハウスだとか全部合わせての人数だと私は認識しているのですが、その中で、結局このサービスを受けられない人というのは、待機者数みたいなというのは、どのぐらいになるかわかりますか。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） 待機者数についての、現在施設に入れられない方の待機者数の調べでございますけれども、少し昨年の調べている部分につきまして、特別養護老人ホームのほうで今現在待機をされている方は、6月17日現在で70人ということで、その資料はいただいておりますけれども、そのほかの

施設の待機者数についてはちょっと把握しておりません。昨年9月末で調べている数値であれば、新型老健あづまの里さんでお待ちになっている方は4名、それから認知症対応型共同生活介護施設、こちらのほうで待機されている方は13人、合わせて87人という形になります。

ただ、この中には、実際に町内の施設に入っている、あるいは他町村の施設に入っていて、特養の場合は希望されている方もいらっしゃるのですが、実際的に在宅介護、在宅で生活をされていて施設待ちになっている方は、昨年9月調べで39名となっています。

議長（吉田敏男君） 1番、高橋君。

1番（高橋秀樹君） そうすると、この小規模多機能ができたときには、その39名から25名が引かれるという認識でよろしいと。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） 一律的に、先ほどもお話をしましたように、この人たちが全て入れるというわけではなくて、やはり個々の身体状況ですとか、そういった状況によってかわってくるのかなと。

つまり、今在宅介護をされている方、在宅で生活されている方であっても、まず今現在、社会福祉協議会が実施しています訪問介護事業をやっています。そういったサービスを利用している方がいます。また、社協でデイ事業だけ単独で日中のデイ事業だけを利用されている方もいらっしゃいます。ショートステイ、宿泊の部分でいきますと、あづまの里さんでもそういったショートステイができますし、特別養護老人ホームでもそういった利用ができるようになっています。

今回の小規模の部分は、これを3点セットで、つまり同じスタッフでそれぞれの個々に応じたサービスをして在宅生活に結びつけていくのだと、つなげていくのだという目的を持った施設ですので、御理解いただきたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 1番、高橋君。

1番（高橋秀樹君） それでは、3点目に移らせてもらいます。

社会福祉協議会が認定を受けて多分やっっていくというふうになっていると思うのですけれども、まず、小規模多機能の登録者についてなのでも、利用者の方が、例えば、私は小規模多機能に行きたいといったときに、そういう希望というのは聞けるのか。全部が、足寄町の福祉課の窓口においてケアマネージャーかどなたかが、そういう家族を含めた中で全部を掌握した中でないと、小規模多機能に行けないのか、その点はどのような扱いになってきますか。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） 指定管理者の指定を受けた社会福祉協議会が、個々の利用希望の状況を聞いて、自分で利用の決定をすることができるか。できません。

今回の条例でも、提案させていただいていますが、この関係については、どうしても今首長が目指している連携システムを構築していく上で、足寄町が決定しようということで条例を制定させていただきました。

ただ、その決定に当たっては、当然私どもの専門職を含めて、あるいは医師等の意見も聞き、また、指定管理者のほうではケアプランをつくる介護支援専門医さん等もいますから、当然入所の決定等々においては、協議の場、入所判定委員会みたいなものを、委員会みたいなものをつくって、きちっと公平公正に判断をさせていただきたいというふうにならざるを得ないところがございます。

議長（吉田敏男君） 1番、高橋君。

1番（高橋秀樹君） よくわかりました。

これ、社会福祉協議会が指定管理者に多分なっていくと思うのですけれども、この中で、私実を言うと、先ほどの答弁書の中で、小規模多機能については介護保険料で事業でまかなうと。それから、地域の交流施設は収益事業ではないために、町が指定管理料をお支払いするという形になっているというふう

になっていると思うのですけれども、社会福祉協議会だけでお金を全部回していくといったら変なのですけれども、この事業をやっていくのはかなり大変な部分が多いのではないかなと。

ですから、民間の力をこういうところに、町が指定管理料を払うところは民間、NPOの法人だとかに広く公募をかけて、多分、事業何かやると思うのですけれども、そういう提案をさせるとかいうことは、町としては考えていないのですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） 民間の力を借りていく、地域交流施設の部分を別のNPO法人ですとか、民間企業等に指定管理者になってもらってやっていく方法はないかという考えはあるかどうかと。私どもとしましては、この地域交流施設というのは、在宅支援を進めていく上での軸になるというふうに実は思っているわけです。

つまり、施設をどんどんつくっていくのではなくて、やはりお年寄りの人が一番希望されているのは、やはり自宅で生活をしていくということですから、自宅に戻りたいという要望をかなえていくためにも、また、そういった施設に入らなくてもいいように、何ていいますか、健康でいつまでも元気でいられるための取り組みをしていきたいということで、どちらかというところ介護予防、ここにとにかく力点を置いていきたいのだというふうに思っています。そういった意味では、先ほど町長の答弁にもありましたように、今現在考えているのは、社会福祉協議会と町行政の共同事業だよと。

ですから、当然、社会福祉協議会に丸投げする気はさらさらありません。私どもも福祉課として、この事業の中身については町としても責任持ってかかわっていきたいなというふうに思っています。

ただ、この活動を展開していく上では、これまでも社会福祉協議会に指定管理者をお願いする考えだという表明しているのは、社

会福祉協議会にそういった地域の資源とありますが、人材をお持ちになっていると。それは、社会福祉協議会には老人クラブの連合会の事務局も持っていますし、身障者の会の事務局も持っている、あるいは寡婦会とか、それから多くのボランティアセンターも事務局も持っておられると。どうしても、このノウハウとありますが、力を借りていかなければ、この本当の予防事業というのは展開していけないのではないかと。そういうふうに考えておりますので、私どもとしては、別の団体にここの施設を切り離して、ここの部分だけを別の民間会社等をお願いしていくという考えは、今現在持っておりません。

議長（吉田敏男君） 1番、高橋君。

1番（高橋秀樹君） 私が懸念しているのは、いわゆる第3セクター方式なのかなというふうに。行政のいいところと、それから民間のいいところをあわせてやっていこう。だから、逆にいったらこれ兄弟みたいな関係で、足寄町がこうやりなさいといったときでも、いやもう私どもはお金がないから足寄町さん、これだけお金くださいというふうにならないかなということ、実をいうと懸念している。例えば、足寄町のほうで、こういう事業があるのでこういうことをやってください。これは、これだけのお金でやってほしいのだというふうになるようにするためには、違う血というか、力を入れていったほうが、より活性化するのではないかな、いろんな考え方が出てくるのではないかなというふうに思っているのですが、その点はいかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

実は、私どものプロジェクトを行ってまいりまして、この地域交流施設を使って具体的に趣味・生きがい事業ですとか、あるいは健康相談、リハビリ等々、あるいは世代間交流といたしまして、保育所の子供たちですとか小学生がここへ来て交流していくですとか、さら

にはちょっと就労といいですか、そういった部分なんか、実は具体的に今詰めている最中であります。また、社会福祉協議会も、そういった独自の事業等も検討されていて、今回条例制定させていただきましたから、これから本格的にその詳細の協議を始めしていくような形になります。

そうした意味では、ここを切り盛り運営していく人材といいですか、そういった部分がすごく重要になってくるのかなというふうに思っています。私どもは、ある意味、私どもの職員をそこに派遣していくのか、あるいは、社会福祉協議会さんのほうでそういったノウハウを持っている人を確保していくのか等々も含めて、やはりどうしてもこの部分は柱になってきますから、そのこの体制についても検討させていきたいと思っています。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1番、高橋君。

1番（高橋秀樹君） これ、在宅に向けての本当の核になる施設だというふうに僕も思っています。

ですから、やはりいろんな知恵なりいろんな考え方をそこに当て込めるような形をしていかないと、足寄町とて財政的にそんなに裕福といったら裕福なわけではないですし、やはり大都市圏に比べると非常に見劣りをしてしまうという現状の中、足寄町独自のやはりこのシステムがしっかりと動いていかなければ、魅力あるものになってこない。

この間、新聞で地方から都会に行って、その保健料を地元で払いなさいよということを検討されていると、そういうような新聞もありましたけれども、そうならないためにも足寄町がどういった形でいいシステムを、これだけの足寄町はやっているのです、在宅に戻れるようなシステムをつくっているのですということをしっかりとできるようなことをやっていただきたいと、そういうように思います。

それでは、4番目についてなのですけれども、地域の説明会です。54回実施したとい

うふうにあるのですけれども、これは小規模多機能についてですか、それとも全体の医療のやつに関しての54回ですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） 54回、これは平成23年からでございますけれども、その説明会の内容としましては、足寄町の今の現状と今後の高齢者がこういうふうにあふえていきますよという中身と、その上で今現在の施設を利用されている状況ですとか、あるいは足寄町内にある介護施設の状況等々を説明した上で、そういった中で今足寄町に必要な施設として、この小規模あるいはグループホーム、生活支援長屋が必要なのだと。こういった施設をこれからつくっていくのですよという説明をさせていただいています。あわせて、それでは、この小規模とかグループホームとか、なかなか小規模施設は今現在町内に全くありませんので、誰もがなかなか説明しても理解できないのですけれども、そのメリット等も含めて説明をしながら、この施設の目的等々を説明をさせていただいております。

議長（吉田敏男君） 1番、高橋君。

1番（高橋秀樹君） この地域支え合いセンターというか、これ本当に多分この辺の東区だとか北区の人たちが近くにありますから、そういう人たちが利用する頻度というのは非常に上がってくるというふうに僕は認識しています。なのですが、僕の記憶であれば、東区に説明があったのは去年1回とことし6月に入ってから1回の2回だったような記憶をしています。この地元にこういう施設ができますよというときに、たった2度の説明しかないというのは、ちょっと乱暴だったのかなというふうに僕的には思うのです。まだオープンはしていないので、これからもうちょっときめ細やかな説明等をしていただけないか、お伺いします。

議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

福祉課長（櫻井光雄君） 地元東区あるいは北区の町内会の皆さんに説明が足りないということでございます。私どもも、たしか昨年の6月に東区、これは単位自治会になると思いますけれども、御説明をさせていただきました。そこで、いろいろなコミュニティ機能の持った施設にしてほしい等々の御意見等も頂戴をしながら、基本計画の作成には、いろいろと検討させていただいた経過があります。

基本計画が昨年の11月にできた以降、住民説明に回ろうということで、自治会を初め、老人クラブ等々を回って説明をさせていただいております。その説明に当たっては、5人集まればどこでも行きますよということで、それから土曜、日曜も私ども職員で対応しています。4月以降は社会福祉協議会の専務さんとも一緒に今行っているところでございます。

大変遅れたのですけれども、先般、東区の自治会さんには、また説明をさせていただきました。今、議員仰せのとおり、大変お叱りを受けて、今大変申しわけないなというふうに思っております。

今後についてでございますけれども、今現在、東区自治会の連合会、あるいは北区自治会の連合会、こういったところへの説明もきめ細かにやっていきたいなというふうに考えておりますし、また、先般自治会連合会の総会、各町内自治会長さんが集まる場でも本当に3人、5人集まれば、どこの町内会でも行きますので、呼んでくださいという形の中で説明をさせていただいております。

不十分な点は多々あるかとも思うのですけれども、精いっぱいこれからも、何とか住民の理解をいただいてこのプロジェクトを成功させていきたいなと思っておりますので、今後も努力をさせていただきたいなと思っております。

議長（吉田敏男君） 1番、高橋君。

1番（高橋秀樹君） そうですね、非常にいいシステムですので。ですけれども、やは

り住民の方わかっていらっしやらないです、残念なことながら。認識として、やはり在宅という考え方というよりは、特老という考え方のほうの考え方が多くて、在宅にされてもちょっと困るのだというのが、ほとんどといったらおかしいのですけれども、そういう意見も伺っています。その辺のギャップを、やはり説明会等でしっかりと埋めていただいで、なぜ在宅をしなければならないのかということ、しっかりと説明をいただきたいというふうに思います。

それでは、最後に職員の確保についてなのですが、40名程度というふうに伺っております。これ、長屋のほうが次年度ですから、実際当初オープンするときには何名ぐらい必要なのですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたしません。

まだ確定してはいないので、今現在、社会福祉協議会とすり合わせしている中での人数という形になろうかと思っておりますけれども、26年度開設するこの小規模多機能、地域支え合いセンター、両方で25人程度と予定しています。

議長（吉田敏男君） 1番、高橋君。

1番（高橋秀樹君） 先般の新聞で、3名ほど確保をしたというふうになっていると思っております。この3名確保をしたというのは、一体どのような形で確保をなされているのですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） 新聞報道で出ていた3名の状況でございますけれども、これは、3月の議会でも説明をさせていただきました、緊急雇用対策事業の、これは平成24年度の補正予算で国の100%補助という形で出された事業に足寄町が来年から開設するというので、採択要件にマッチしていたということであります。3名いずれも町内の在住の方で、3名の方が採用ということで、今週6月17日から採用となっております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1番、高橋君。

1番（高橋秀樹君） 開所のときには25名で、今現在3名。このあと22名程度は、どのような形で、一応先ほど説明ありましたが、多分恐らく社協のほうでいろいろと知恵を絞られているのだと思います。この人材不足というのは、非常に大きな問題だと思っています。足寄町で、例えば、中途採用ではないですけれども、そういった形で一時的にでも採用をして、その採用するということができないかなというふうに、実をいうと私は思っています。なるべく早くに人材を確保しないといけないのではないかなというふうに思っているのですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） お答えをいたします。

先ほど、緊急雇用で3名確保されたということでもありますけれども、そのほかに6月1日付で業務管理者と申しますか、恐らく開所したときにはきちっと配置しなければいけない管理者というものがあるのですけれども、その部分については一人6月1日付で採用になっております。それから、現在、社会福祉協議会さんのほうで雇用されている方で看護師さんがおられるのですけれども、この方がこの施設運営の計画作成をするケアマネージャーというのですか、この部分は確保されております。先ほどの答弁に追加をさせていただいて、御報告をさせていただきます。

それで、議員のほうから御質問のあった、できるだけ早くという御質問でございます。

実は、私どもも昨年、やはりマンパワーが必要なのだと。人を確保するのが一番大変であり、一番先に取り組んでいく課題だということで、社協とも協議をしながら進めをさせていただき、こういった絶対必要な有資格者の部分についても、私も当初の予算の中で社会福祉協議会への助成事業の中でまずは確保させていただいて、優秀な人材はすぐ

確保できるような形をとっております。

また、できるだけ早くということで、今回条例を制定させていただき、引き続き正式な指定管理者の選定業務をさせていただいて、手続をさせていただいて、9月議会には提案をさせていただいて議決をいただいた上で正式な協定という形になります。

そうしますと、それから約6カ月間あるのですけれども、その準備期間をできるだけ長く確保したいということで、今回提案をさせていただいているのですけれども、これから9月の議会をくぐれば、もう職員の採用内定通知等も出していける体制は、早期につくっていきたいということで、今回そういった対応をさせていただいているところでございます。

それから、できるだけ早くという部分の中で、今、社会福祉協議会さんのほうからは、そういった今すぐとはならないのですけれども、10月1日採用という部分ですとか、1月1日採用ですとか、そういった部分をやっていきたいと。そういった場合の財源等についても支援対策がないかということで、要請等も来ておりますので、鋭意検討しているところでございます。

ただ、今回の小規模施設というのは、全て有資格者を確保しなければならない施設ではなくて、先ほど言った管理者ですとか、介護支援専門員とか、そういった人を確保は絶対必要条件なのですが、国の基準でいけば、介護従業員は、介護福祉や訪問介護員との資格は必ずしも必要がないのだと言われております。これは、社協さんもちやんと認識をしていると思います。ただ、原則として、介護等に対する知識、経験を有する人でないといけませんよということがありまして、そういった意味では、早期に採用、あるいは早期に内定をさせていただき、その間における研修ですとか、実地体験ですとか、そういったものをしていかなければならないというふうには考えているところでございます。

そういった意味で、これから採用に当たっ

て、本格的に今大学や高校等も訪問をしています。社協のほうから報告をいただいているのは、十勝管内、札幌、旭川、釧路等々、今訪問をしております、大体30校リストをつくっているのですけれども、約15校、既にもう半分の訪問を終わってしまして、さらにあすからは旭川のほうを訪問するということになりますので、6割から7割ぐらいは今週中ぐらいには確保できるのかなと。

ただ、これは今情報収集も兼ねて、それで今足寄町が取り組んでいる状況説明して、足寄町でこういった求人を行いますよという部分で、就職担当の先生等と情報交換をしています。本格的には、今学生さんはいろんなところで実習に行っているというふうにお聞きしまして、その学生さん等の就職開始等は、7月末から8月にかけて本格的な就職の説明会やガイダンスがあるということでございます。今私どもこの中にも出席をさせていただいて、足寄町の今取り組もうとしている部分を説明をさせていただいて、とりわけ地元十勝にいる人は真っ先に私どもに紹介してほしいということで、先生等にもお願いをしているというふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1番、高橋君。

1番（高橋秀樹君） 有資格者でなくてもいいということは、足寄高校の生徒でも大丈夫だということの認識でよろしいですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） 足寄高校卒業生でも大丈夫です。足寄高校にも説明には行っているということでございます。

議長（吉田敏男君） 1番、高橋君。

1番（高橋秀樹君） このシステム、非常にいいシステムだと私は考えております。ですけれども、やはりいろいろとまだまだ皆さんわかっていない部分がたくさんあると思いますので、今後ともどんどん多くの説明会等々を開いていただいて、足寄町の高校に一人でも多くここに入らせていただけるような努

力をしていただきたいと、そういうふうに思っています。

どういった形であるのがいいのか、ちょっと僕もよくわからないのですけれども、足寄町をやはり盛り上げていくため、この在宅介護というのが必要だと思いますので、ぜひともこれを成功裏に終わらせていただきたいと思いますので、よろしく願いたいと思いますので、よろしくお願いしたいと、そのように思って私の質問とかえさせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、1番、高橋秀樹君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

#### 散会宣告

議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、6月20日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございます。

午後 3時06分 散会